

2026年3月13日  
北海道労働者福祉協議会

「2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する  
道の回答への評価・見解について

1. 北海道労働者福祉協議会（道労福協）は、今年度実施の「勤労者福祉向上キャンペーン」の一環として、「2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2025年10月23日に北海道知事宛提出いたしました。その後、11月19日に勤労者福祉向上キャンペーン実行委員会メンバーによる道関係部局への要請趣旨説明会を実施し、2025年12月17日付で道からの回答を受理しました。
2. ついては、今次要請に対する道からの回答内容、および当該回答に対する道労福協としての「評価・見解」を別掲資料のとおり表明いたします。
3. なお、回答内容の検証結果からは、要請課題に対する道としての今後の方向性や具体的施策が示されている項目について評価される内容がある一方、継続要請事項では前年を踏襲した内容の回答が散見される状況にあり、道労福協では、引き続き、要請趣旨の実現に向けた諸活動を継続するとともに、各種対応が必要と判断される課題については、議会対策をはじめ、関係団体とも連携を図りながら改善に繋げていきたいと考えています。

以上



「2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する道の回答への評価・見解

北海道労働者福祉協議会

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
1. SDG s (持続可能な開発目標) の達成と協同組合の促進・支援			
(1) 北海道における SDGs 推進			
<p>SDGs 推進にあたっては、本来 SDGs の中で最も重要な目標のひとつである「目標 1：貧困をなくそう」を重要項目として明確に位置付け、貧困の削減目標 (KPI) を設定のうえ、道の各種政策や計画へ反映し、着実に取り組む。</p>	<p><b>【総合政策部計画局計画推進課】</b></p> <p>○道では、令和 6 年 7 月に策定した北海道総合計画において、一人ひとりが豊かで安心して住みつづけられる地域を創ることを目指し、持続可能な社会の実現に向けて、SDGs の理念とも合致し、その達成に資する施策を推進するとともに、政策による目標達成状況を客観的に示す指標を設定しております。</p> <p>○総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って推進する各種計画にも SDGs の理念やゴールを反映し、幅広い分野と地域において、多様な主体と連携・協働しながら SDGs の推進に資する取組を進めてまいります。</p>	<p>■回答にある「北海道総合計画」の政策方向性の中に貧困への対応が含まれ、SDGs の達成に資する取組として評価することができる一方、貧困の削減目標や達成状況を測る指標が十分に明確とは言い難い。日本の相対的貧困率は OECD 平均値を上回り、長年にわたり格差が存在する状態が続いている。なかでも本道は全国に比べて生活保護世帯や収入の低いひとり親世帯の割合が高いことから、経済的に厳しい状況に置かれている家庭が少なくない。物価上昇や生活費高騰、高齢化社会の拡大等、今後の社会情勢の変化を鑑みると貧困対策を推進していくことの重要性は高いと考え、同様の要請を継続していきたい。</p>	<p><b>【総合政策部計画局計画推進課】</b></p> <p>○道では、令和 6 年 7 月に策定した北海道総合計画において、一人ひとりが豊かで安心して住みつづけられる地域を創ることを目指し、持続可能な社会の実現に向けて、SDGs の理念とも合致し、その達成に資する施策を推進するとともに、政策による目標達成状況を客観的に示す指標を設定しております。</p> <p>○総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って推進する各種計画にも SDGs の理念やゴールを反映し、幅広い分野と地域において、多様な主体と連携しながら SDGs の推進に資する取組を進めてまいります。</p>
(2) 北海道による協同組合支援の強化			
<p>① 国連は、2023 年 12 月の総会において、協同組合を振興し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高めるため、2025 年を「国際協同組合年」とする旨決定した。また、政府は、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」において、「協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神によって参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGs へ貢献していくことが期待される」と表明している。</p> <p>これを踏まえ、北海道においても所管する協同組合との積極的な対話を進め、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の発展のための研修会等を開催する。</p>	<p><b>【経済部労働政策局雇用労政課】</b></p> <p>○協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p> <p>○また、国際連合が 2025 年を「国際共同組合年」として宣言したことから、社会からの期待が高まっており、道としては、今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に向けて、様々な取組を進めてまいります。</p>	<p>■終戦直後の食糧危機や生活物資の不足が深刻化するなか、労働組合と協同組合が連携して本協議会 (労働者福祉協議会) は結成され、その後の相互扶助による労働者自主福祉運動の展開が協同組合金融である「労働金庫」、今日の「こくみん共済 coop&lt;全労済&gt;」の誕生につながった。</p> <p>■国際協同組合年は、農協、漁協、森林組合、生協、労働者協同組合、労金、こくみん共済 coop をはじめとする協同組合が、食料生産・消費、健康・福祉、社会的包摂等、事業と活動を通じて SDGs に貢献していることを評価し、その認知の向上と同組合の振興を目的に定められたものであり、本協議会においても、2025 国際協同組合年を契機とした協同組合運</p>	<p><b>【経済部労働政策局雇用労政課】</b></p> <p>○協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p> <p>○また、2025 年は「国際共同組合年」となることが国際連合で宣言されるなど社会からの期待が高まっており、道としては、今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に向けて、様々な取組を進めてまいります。</p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>② 国連が 2025 年を「国際協同組合年」と定めたことを受け、第 217 回通常国会（2025 年 5 月）において「国際協同組合年にあたり協同組合の振興を図る決議」が採択された。この決議では、協同組合を振興し、定義・価値・原則を尊重すること、持続可能な地域社会づくりにおける有力な主体として位置付けること、民間非営利組織としての発展に留意することを求めている。</p> <p>上記の国会決議を受け、北海道としての対応や取り組む施策の方向性を明示し、今後、更に協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化する。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、令和 4 年 10 月の労働者協同組合に係る認定業務開始以来、18 団体の届出を受理しており、労働者協同組合の概要や届出方法などについてホームページに掲載し周知を行っているほか、国が開催する労働者協同組合法の活用などを紹介するセミナーについての紹介しているところであり、また、令和 7 年 1 2 月 4 日に「国際協同組合年」を記念して、開催された「北海道協同集会 2025」の後援も行っており、今後も周知啓発に努めます。</p>	<p>動・労働者福祉運動の周知・啓発を目的とした取組を行った。</p> <p>■道が、国際協同組合年を記念した「北海道協同集会 2025」に後援を行ったことは、今後につながる取組みとして歓迎したい。</p> <p>国際社会において、協同組合は SDGs の実現に不可欠な組織であり、目標達成のために行動していくパートナーとして明確に位置づけられている。引き続き、道による協同組合の活動への支援、地域での連携を強めていくことを期待する。</p>	<p>(新規要請項目につき前年回答無し)</p>
2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化			
(1) 被災者・避難者への生活支援			
<p>① 被災者生活再建支援制度の適用範囲の対象拡大や支援金増額等の拡充を働きかけるとともに、同制度を補完する北海道独自の支援制度を新設し、住民への周知をはかる。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道では、被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧・復興を図るため、複数の市町村に跨がる災害時に被災者間で不均衡が生じることのないよう、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図ることや、被災者支援全般を見据えた検討が望まれることなどにも留意し、更なる充実を検討することについて、国に対し要望しております。</p> <p>○また、同制度を補完する北海道独自の支援制度として、「北海道自然災害に伴う住家被害見舞金」の制度を設けており、道のホームページに掲載して周知を図っております。</p>	<p>■胆振東部地震では、被災者生活再建支援制度の設計と被害の実態が必ずしも合致せず、「被災者生活再建支援法の狭間」とも言える状態が多くみられた。</p> <p>引き続き、より多くの人に必要な被災者支援が拡大されるよう、被災者生活再建支援制度改正への働きかけを求めている。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道では、被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧・復興を図るため、複数の市町村に跨がる災害時に被災者間で不均衡が生じることのないよう、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図ることや、近年の物価高も踏まえた支給額増額、適用条件の緩和、国負担の強化など、更なる充実を検討することについて、国に対し要望しております。</p> <p>○また、同制度を補完する北海道独自の支援制度として、道で「北海道自然災害に伴う住家被害見舞金」の制度を設けており、道のホームページに掲載して周知を図っております。</p>
<p>② 安全な避難所生活における良好な生活環境の確保に向けて、特に女性や子どもへの「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」「避難所生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を徹底した対応をはかる。また、災害からのくらし全般の復興支援に向けては、平時から NPO やボランティア団体との連携の促進に取り組む。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道では、能登半島地震の教訓を踏まえ、防災会議の女性委員等のご意見も伺いながら、「北海道版避難所マニュアル」を改正し、避難所運営において、運営責任者や物資担当者には、男女両方を配置することなどを盛り込んだところであり、道としては、今後とも、避難所における良好な生活環境の確保に向け、防災訓練や研修会を通じ、マニュアル等の普及促進に努めてまいります。</p>	<p>■災害時の避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がいのある人等、立場・属性によって異なる課題や困難があった。道が、「北海道版避難所マニュアル」の改正を行ったことは、避難所運営におけるジェンダー平等と多様なニーズへの配慮を具体化する取組として評価できる。</p> <p>■災害時、公的支援だけでは対応しきれない被災者一人ひとりの多様なニーズに寄り添い、きめ細やかな</p>	<p>(新規要請項目につき前年回答無し)</p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	○また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、大規模災害が発生した際に多様な主体と連携し、円滑な被災者支援活動が行えるよう、平時からボランティアに関わる関係団体などとの連携強化に努めてまいります。	支援を行う点において、ボランティアの役割は不可欠であり、関係団体との連携強化に向けた取組を期待したい。	
<p>(2) 平時における防災・減災の対策</p> <p>北海道は、各地で頻発する自然災害、甚大な被害が想定される「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」に備えて、老朽化したインフラ対策を含め、防災・減災対策を総合的かつ計画的に進める。</p> <p>さらに、改正災害対策基本法にもとづく「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化するとともに、地域防災活動におけるインクルーシブという視点に注目しながら、災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう個別避難計画の作成を徹底する。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課、保健福祉部総務課】</p> <p>○道では、激甚化・頻発化する気象災害に適切に対応できるよう、各種マニュアルの整備や防災教育の充実などを図りながら、地域防災力の一層の強化に取り組んでまいります。</p> <p>また、発生が切迫しているとされる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震について、想定された甚大な被害を減少するため、令和5年2月、減災計画を策定しているところであり、地域の特性や積雪寒冷地特有の課題を踏まえたハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に推進してまいります。</p> <p>○Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、市町村に対しては、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。</p> <p>○令和3年5月の災害対策基本法の改正により、障がい者や高齢者等の避難 行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務化され、ハザードマップで危険な地域に住んでいる等優先度の高い方については、概ね5年程度で計画を作成するよう求められているところです。</p> <p>○このため、道として、市町村における個別避難計画の作成が推進されるよう、国のモデル事業等を活用し、制度説明や有識者による講演など基礎的な内容の 全体研修会を開催するとともに、年間を通じて有識者がアドバイザーとして 個別に支援するなど、避難行動要支援者名簿の更新や1件でも多くの計画が 作成されるよう、引き続き、市町村に対する支援を実施してまいります。</p>	<p>■日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関しては、津波襲来による甚大な被害の発生が想定され、特に冬季に発生した場合は、積雪寒冷地特有の対応が必要となる。道は、減災計画を策定のうえ、被害を最小化するための防災・減災対策を進めており、引き続き、防災教育を通じた住民の避難意識の向上、避難経路の整備や避難場所での暖房器具や防寒具の備蓄等、地震・津波対策の充実・強化に向けた取組を進めてもらいたい。</p> <p>■災害が発生した時、支援・配慮が必要な障がい者や高齢者等に犠牲が集中する事態が報告されている。道は、個別避難の取組を地域福祉施策の一環として位置づけ、各市町村に「個別避難計画」の作成を促進するとともに、より実効性を重視した内容となるよう継続的な支援の実施を求めたい。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道では、激甚化・頻発化する気象災害に適切に対応できるよう、各種マニュアルの整備や防災教育の充実などを図りながら、地域防災力の一層の強化に取り組んでまいります。また、発生が切迫しているとされる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震については、想定される甚大な被害を減少させるため、令和5年に減災計画を策定したところであり、地域の特性や積雪寒冷地特有の課題を踏まえたハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施してまいります。</p> <p>○Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。</p> <p>○令和3年5月の災害対策基本法の改正により、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務化され、ハザードマップで危険な地域に住んでいる等優先度の高い方については、概ね5年程度で計画を作成するよう求められているところです。</p> <p>○このため、道として、市町村における個別避難計画の作成が推進されるよう、国のモデル事業等を活用し、制度説明や有識者による講演など基礎的な内容の全体研修会を開催するとともに、年間を通じて有識者がアドバイザーとして個別に支援するなど、避難行動要支援者名簿の更新や1件でも多くの計画が作成されるよう、引き続き、市町村に対する支援を実施してまいります。</p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化			
(1) 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～			
① 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかる。	<p>【総務部行政局学事課】</p> <p>○経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々に、自らの進路決定に当たって参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道内の高等学校等に配付するとともに、道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載するなどして、各種支援制度の周知に努めています。</p> <p>【大学等修学のための経済的支援情報サイト】  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html</a></p>	<p>■学ぶ意欲と能力のある若者に高等教育への道を開くため、道には、HP 等における情報発信に加えて、奨学金制度の利用・返還に関する相談窓口の開設を検討するよう要望を継続したい。</p>	<p>【総務部行政局学事課】</p> <p>○経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々に、自らの進路決定に当たって参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道内の高等学校等に配布するとともに、道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載するなどして、各種支援制度の周知に努めています。</p> <p>【大学等修学のための経済的支援情報サイト】  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html</a></p>
② 大学等修学支援法の改正にともない拡充された修学支援新制度(所得制限なしでの多子世帯への支援など)について周知を図るとともに、申請受付、申請内容の審査については迅速に行う。	○要請内容は中央省庁が取り組む内容のため、道の回答は持ち合わせていないとのこと。	—	(新規要請項目につき前年回答無し)
③ 道は、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度の創設や、有利子の奨学金についての利子補給および返済支援等の制度拡充を検討・実施するほか、道内高校生を対象とした公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じた奨学金の貸付制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充する。 なお、北海道労働金庫が取扱う「奨学金借換ローン」は、2017 年 10 月の制度開始以降、累計で 565 件・14 億の融資実績(2025 年 7 月末時点)にあり、この結果からも、社会人となった奨学金制度利用者において返済負担が重く押し掛かっている実態が明らかである。また、物価上昇の生活に対する影響が依然として続く中、今後、奨学金制度へのニーズはさらに高まることが予想されるほか、全国では大学卒業後に県内の特定する業種に就業する等の定められた要件を満たした場合、奨学金の返還を支援する仕組みが 47 都道府県 816 市町村(令和 6 年 6 月 1 日現在：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局調べ)で実施されている。高額な奨学金返還者に対する返済金負担の軽減は、地方	<p>【総務部行政局学事課】</p> <p>&lt;独自の給付型奨学金制度の創設関係&gt;</p> <p>○国においては、令和 2 年度から、授業料・入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の大幅拡充を行う高等教育修学支援新制度を実施しており、令和 6 年度からは、多子世帯の中間層や理工農系の中間層にも支援対象を拡大し、令和 7 年度からは、多子世帯の学生等に対して所得制限なく大学等の授業料・入学金を免除又は減額する支援が開始されました。</p> <p>また、令和 7 年 6 月に国が取りまとめた「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太の方針)では、「高等教育費の負担軽減に向け、拡充された修学支援新制度や授業料後払い制度を着実に実施するとともに、民間資金を活用した支援の充実など、必要な検討を進める」とされていることから、国の施策を注視しつつ、関係部局により構成している庁内会議において、国の制度の運用状況や課題等を共有しながら、道としての修学支援のあり方などについて、検討を進めてまいります。</p> <p>&lt;道内高校生を対象とした奨学金の関係&gt;</p>	<p>■厚生労働省の人口動態統計によると、2024 年の出生数は 68 万人と前年に比べて 5%減少し、合計特殊出生率は 1.15 で過去最低であった。少子化の加速は価値観の変化だけではなく、教育費負担の重さと奨学金が若者に与える経済的制約が要因となっている。社会の発展を支える豊かな高等教育の実現に向けて、奨学金制度の拡充・改善、教育費の負担軽減に係る要請を継続していく必要がある。</p> <p>■奨学金制度について、国が一定の制度改善を進めてきたものの、依然として若者の将来不安や少子化の要因となっている現状を踏まえると、道は、国に対して制度の改善を要請するとともに、独自の給付型奨学金制度の創設を含めた支援のあり方などについて検討を進めていくことを求めたい。</p> <p>■なお、道が奨学金返還支援に直接取組むとした場合に幾つかの課題が回答で示されているが、すでに多くの県で勤務地や就業分野を条件とした返還支援が実施されていることから、適切な条件設定により、</p>	<p>【総務部行政局学事課】</p> <p>○国においては、令和 2 年度から、授業料、入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の大幅拡充を行う高等教育修学支援新制度を実施しており、令和 6 年度からは、多子世帯の中間層や理工農系の中間層にも支援対象を拡大し、令和 7 年度からは、多子世帯の学生等に対して授業料を無償とする措置等を講ずることとしています。道では、関係部局により構成している庁内会議において、道としての修学支援のあり方などについて、国の制度の運用状況や課題等を踏まえながら、検討を進めてまいります。</p> <p>○道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、経済的理由により修学が困難な高校生に対して、無利子で奨学金の貸付を行っています。</p> <p>奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、</p>

2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
<p>における人口減少、少子・高齢化、地域の担い手不足等の各種課題に対応する重要な政策であると考えことから、他の都府県の事例も参考に、北海道が現在取り組む看護師等養成施設在学学生を対象とした奨学金返還支援の利用要件の拡充(特定分野に限定することのない取扱い)等を含め、更なる教育費の負担軽減に向けた制度の充実・改善について積極的に検討を進める。</p>	<p>○道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、経済的理由により修学が困難な高校生に対して、無利子で奨学金の貸付を行っています。</p> <p>奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。</p> <p><b>【総合政策部地域創生局地域政策課】</b></p> <p>○国の奨学金返還支援制度については、2020年6月に運用が改善され、対象要件の見直しや財政措置の拡充など、市町村が活用しやすい制度となったところです。</p> <p>○一方、道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合、都市部への就職を希望する学生の利用が集中し、地方企業の人材獲得と競合する可能性があることや、市町村が実施する場合に比べて、財政措置が低くなるといった課題があることから、引き続き、国の制度及び先行事例の市町村への情報提供を行うとともに、道HP等を活用した市町村の奨学金返還制度の学生等への周知など、市町村の取組支援に努めてまいります。</p> <p><b>【保健福祉部地域医療推進局医務薬務課】</b></p> <p>○看護職員の修学資金制度については、地域への就業を促進するため、令和3年4月から、確保が特に困難な地域の中核病院に勤務する場合の貸付枠の新設や返還免除要件の見直しを行ったところです。</p> <p>○道としては、今後とも関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づき、「新規養成」、「就業定着」、「再就業促進」等の対策を一層推進し、地域において看護職員が安定的に確保できるよう努めてまいります。</p>	<p>奨学金返還支援は地方企業の競合要因ではなく人材確保の共通基盤になり得るものと考え。財政措置の問題に理解を示すものの、地方定着と人材循環を促進する有効な手立てとして、道による直接的な奨学金返還支援の取組を行う効果は高いと考え、引き続き、道としての積極的な施策の検討・実施を要望していきたい。</p> <p>■あわせて、奨学金返還支援の取組を実施する市町村における制度の周知、未実施自治体への制度創設に向けた働きかけ、道内企業の奨学金返還支援の取組や道内大学等教育機関が実施する修学等に係る各種支援制度の周知について、積極的に取組んでいくことを期待する。</p>	<p>今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。</p> <p><b>【総合政策部地域創生局地域政策課】</b></p> <p>○国の奨学金返還支援制度については、2020年6月に運用が改善され、対象要件の見直しや財政措置の拡充など、市町村が活用しやすい制度となったところです。</p> <p>○一方、道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合、都市部への就職を希望する学生の利用が集中し、地方企業の人材獲得と競合する可能性があることや、市町村が実施する場合に比べて、財政措置が低くなるといった課題があることから、引き続き、国の制度及び先行事例の市町村への情報提供を行うとともに、道HP等を活用した市町村の奨学金返還制度の学生等への周知など、市町村の取組支援に努めてまいります。</p> <p><b>【保健福祉部地域医療推進局医務薬務課】</b></p> <p>○看護職員の修学資金制度については、地域への就業を促進するため、令和3年4月から、確保が特に困難な地域の中核病院に勤務する場合の貸付枠の新設や返還免除要件の見直しを行ったところです。</p> <p>○道としては、今後とも関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づき、「新規養成」、「就業定着」、「再就業促進」等の対策を一層推進し、地域において看護職員が安定的に確保できるよう努めてまいります。</p>
<p>④ 公立の職業訓練校の拡充(校数増・定員増)など、高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実をはかる。</p>	<p><b>【経済部産業人材課】</b></p> <p>○道では、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として、道内8箇所(札幌・函館・旭川・北見・室蘭・苫小牧・帯広・釧路)に設置したMONOテク(道立高等技術専門学院)において、ものづくり関連を中心</p>	<p>■本要請は、高卒後即就職という進路が以前と比べ十分な収入を得られない状態であること、また、終身雇用の再編や女性の継続就業の必要性、再就職ニーズの高まりなど、一旦労働市場に出た後で職業能力</p>	<p><b>【経済部労働政策局産業人材課】</b></p> <p>○道では、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として、道内8箇所(札幌・函館・旭川・北見・室蘭・苫小牧・帯広・釧路)に設置したMONOテク(道立高等技術専門学院)において、ものづくり関連を中心に地域の産業</p>

2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>に地域の産業を支える質の高い技能者を育成・輩出するため、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練の実施に加え、企業に在職しながらスキルアップを目指す職業訓練を実施しているほか、離職を余儀なくされた方々を対象にIT技能習得や介護などの分野に係る職業訓練を民間職業訓練機関等へ委託し幅広く実施しているところ。</p> <p>○引き続き、道としては、地域のさまざまな機関とも連携をしながら、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練を展開し、職業能力の開発に向けた訓練機会の提供に努めてまいります。</p>	<p>を身につけるために「学び直し」を求めている人が増加していることを踏まえ行っているものである。道の回答にも職業訓練を幅広く実施していること、引き続き職業能力の開発に向けた訓練機会を提供していく旨が示されており、取組の充実を期待したい。</p>	<p>を支える質の高い技能者を育成・輩出するため、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練の実施に加え、企業に在職しながらスキルアップを目指す職業訓練を実施しているほか、離職を余儀なくされた方々を対象にIT技能習得や介護などの分野に係る職業訓練を民間職業訓練機関等へ委託し幅広く実施しているところ。</p> <p>引き続き、道としては、地域のさまざまな機関とも連携をしながら、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練を展開し、職業能力の開発に向けた訓練機会を提供してまいります。</p>
(2) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備			
<p>① 自立相談窓口には、若年層、女性、セクシャルマイノリティ、外国人等、特段の配慮や専門性を要する方の相談対応が求められていることから、制度を熟知し、多様な支援機関のネットワークを有した専門相談員の配置を進める。また、相談支援にあたる人材の専門的資質を高めるため、相談支援員に対して研修の充実、社会福祉士などの資格取得へのサポート、専門性に見合った報酬水準への引き上げをはかる。</p>	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○生活困窮者自立支援制度による相談支援が適切に機能するためには、様々な課題に関する相談について、包括的に対応できる支援員を配置することが重要であることから、現行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮者への自立支援を適切に行うために必要な人員の配置が努力義務となっております。</p> <p>○道としては、国や道が実施する人材養成研修の受講を推進するとともに、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めてまいります。</p>	<p>■相談員・支援員に対する考え方について、同様の認識に立っており、人材養成研修の受講推進や処遇改善のための予算確保について回答されている点の評価したい。</p> <p>本制度を支える相談員の人的体制の強化は重要であり、相談対応力の向上、処遇改善、人員の充実など、道としての継続的な取組を求めたい。</p>	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○生活困窮者自立支援制度による相談支援が適切に機能するためには、様々な課題に関する相談について、包括的に対応できる支援員を配置することが重要であることから、現行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮者への自立支援を適切に行うために必要な人員の配置が努力義務となっております。</p> <p>○道としては、国や道が実施する人材養成研修の受講を推進するとともに、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めてまいります。</p>
<p>② 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断し、複数年契約による委託や支援員等に係る人件費予算の傾斜配分を実施する。</p>	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○道が行う生活困窮者自立相談支援事業の委託先は、生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、公正・中立かつ効率的に実施できる事業者を公募するなどしており、引き続き適切な選定に努めてまいります。</p>	<p>■前年同様、道においては、これまでの実績や制度趣旨の理解、効率的な実施の観点から公募により選定しているとの回答であるが、より質の高い支援を行うためにも、複数年の委託契約や予算の傾斜配分も検討すべきと考える。</p>	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○道が行う生活困窮者自立相談支援事業の委託先は、生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、公正・中立かつ効率的に実施できる事業者を公募するなどして、適切な選定に努めています。</p>

2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
③ 生活福祉資金貸付制度の特例貸付について、厚生労働省の事務連絡(2023年5月8日付)も踏まえて住民税非課税世帯以外でも償還が困難な場合は償還免除を行うとともに、社会福祉協議会をはじめ、継続的な伴走支援を行う生活困窮者自立支援事業を含めた支援体制を強化する。	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○生活福祉資金の特例貸付については、借受人の生活状況を丁寧に聞き取った上で、住民税が非課税である場合のほか、償還の見込みがない方なども含めて、償還免除の要件に該当するか否かを判断しており、引き続き適切に対応してまいります。</p>	<p>■生活福祉資金貸付制度の特例貸付に関する償還免除について、国が決めた要件に該当するかどうかを適切に判断していることと推察するが、返済免除にはならず生活に困っている方や貸付の返済によって生活困窮に陥る方に対し、状況に応じた柔軟な対応がなされることを求めている。</p>	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○生活福祉資金の特例貸付については、借受人の生活状況を丁寧に聞き取った上で、住民税が非課税である場合のほか、償還の見込みがない方なども含めて、償還免除の要件に該当するか否かを判断してまいります。</p>
④ 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との密接な連携のもと、それぞれの特色を活かした上で重なり合い、一体的で切れ目ない支援を行う。また、生活困窮者自立支援法の改正に伴い、生活困窮者向けの就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業を生活保護利用者が利用する場合は、ケースワーカーが継続的に関与するとともに、現場の業務負担の増加により支援の質の低下を招かないよう両実施機関の適切な人員配置を確保する。	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○これまで、生活困窮者向けの事業は、生活保護受給者を対象としていなかったため、自治体が生活保護受給者向けの事業を実施していない場合には、当該自治体の生活保護受給者は就労準備支援事業等による支援を受けることができませんでしたが、令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行の生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を、一定の要件に該当する生活保護受給者も対象となったことから、道としては、これに基づき、適切な対応を行ってまいります。</p>	<p>■コロナ禍を経て、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を必要とする人は増加している。両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保することが課題であり、道の回答にもある「制度間の切れ目のない継続的な支援」を行うため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が求められる。今般の法改正を踏まえ、適切な対応が図られていくことを期待している。</p>	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○これまで、生活困窮者向けの事業は、生活保護受給者を対象としていなかったため、自治体が生活保護受給者向けの事業を実施していない場合には、当該自治体の生活保護受給者は就労準備支援事業等による支援を受けることができませんでしたが、令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行の生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を、一定の要件に該当する生活保護受給者も対象として実施できるようになりました。</p> <p>○国は、今後、詳細は省令で定める予定としていることから、道としては国の動向を注視しつつ、必要な対応を図ってまいります。</p>
⑤ 北海道内における子ども食堂は、80市町村324カ所(2024年4月末現在)の規模にあり、今や単なる食事提供に留まらず、世代間交流(高齢者・親世代と子ども)の場として、地域の子どもや家庭、社会全体に対して多面的な機能を果たしている。第9回「こども食堂の現状&困りごとアンケート」調査(2024年)では、運営者の困りごととして「運営資金の調達」や「スタッフの確保」、「地域との連携」が上位にあり、行政との連携強化による子ども食堂の活動に対する環境整備が求められている。道は、関係機関とも連携のうえ、子ども食堂をはじめとする多様な居場所づくりに対する施設使用料の減免措置や食材・物品の寄付、助成金や補助金制度新設・改善等、活動支援の取り組みを進める。	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課・子ども家庭支援課】</p> <p>○こども食堂をはじめとするこどもの居場所は、様々な事情を抱えた子どもたちが、家庭や学校以外で安心して過ごすことのできる場として、また、信頼できる大人との出会いや仲間の発見、地域とのつながりを実感できる場として、子どもや若者の健やかな成長に重要な役割を果たしているものと認識しております。</p> <p>○道としては、こどもの居場所に関する各種支援事業について、市町村や関係団体に広く周知し、積極的な活用を促すとともに、こどもの居場所の設置促進や運営支援のため、コーディネーター派遣や相談窓口の設置を行うとともに、今年度はこどもの居場所の実態調査を実施しており、今後とも、市町村や関係機関と連携しながら地域における好事例やニーズ等の把握に努め、全ての子ども</p>	<p>■道より、子ども食堂を貧困対策に留まらず、「こどもの居場所づくり」として位置づけ、コーディネーター派遣や相談窓口設置のほか、市町村や関係機関との連携に言及している点を評価したい。</p> <p>■子ども食堂は、地域における「顔の見える関係」を支える重要な社会基盤にも成り得る。道には、回答にある実態調査の結果も踏まえながら、コーディネート機能の強化に加え、食材費・光熱費高騰への対策や施設の確保等、運営の実態に即した継続的かつ実効性ある支援を講じるよう求めていきたい。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	も・若者が安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、国の指針に基づき、こどもの居場所づくりを推進してまいります。		
<b>(3) 利用しやすい生活保護制度への改善</b>			
① 生活保護に対するスティグマをなくすため、生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に周知する。また、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートした上で Web 掲載するとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口を設置し、オンライン申請や FAX 申請にも対応するなど、運用の緩和を行う。	【保健福祉部福祉局地域福祉課】 ○生活保護制度について、今後とも、ホームページや保護のしおりを活用し、制度の周知を図るなど、保護が必要な方々に確実かつ円滑に保護が実施されるよう努めてまいります。	■前年同一の回答となり、申請方法に係る運用緩和についての言及はないが、制度の周知についてはホームページやしおりを活用し、道として適切な対応が図られているものと思料する。 今後とも生活保護行政の動向に注目し、必要な対応を継続したい。	【保健福祉部福祉局地域福祉課】 ○生活保護制度について、今後とも、ホームページや保護のしおりを活用し、制度の周知を図るなど、保護が必要な方々に確実かつ円滑に保護が実施されるよう努めてまいります。
② 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善をはかり、正規公務員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求める。	【保健福祉部福祉局地域福祉課】 ○生活保護に関する業務は、法律・規則のほか、保護の実施要領をはじめとする数多くの通知に基づいて実施する必要があるため、専門性を備えた職員による対応が求められることから、今後も福祉事務所における必要な実施体制の確保について、国に対して、要望してまいります。		【保健福祉部福祉局地域福祉課】 ○生活保護に関する業務は、法律・規則のほか、保護の実施要領をはじめとする数多くの通知に基づいて実施する必要があるため、専門性を備えた職員による対応が求められることから、今後も福祉事務所における必要な実施体制の確保について、国に対して、要望してまいります。
<b>(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化</b>			
① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢をいっそう明確化する。 日本の子どもの貧困率は依然として高く、特にひとり親世帯において深刻な状況が続いている。道は、「こども基本法」や「こども大綱」「こども未来戦略」などの主旨を踏まえて策定した「北海道こども計画」に基づき子どもの貧困対策を進めていくことが前年の回答でも示されているが、着実な取り組みを進める上では、数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定め、各種施策を講ずる。	【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】 ○道では、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画」を北海道子ども計画に統合し、相談支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を中心とする施策を計画に位置づけ、重点的に取り組んでいるところです。 ○子どもの貧困率は、国における国民生活基礎調査で示されていますが、各都道府県別のデータは公表されていないため、こども計画においても本道の具体的な貧困の削減目標は定めておりません。 ○生活保護世帯に属する子どもの進学率やひとり親家庭の親の就業率等、子どもの貧困に関する指標を計画に定めており、目標の達成に向けて各種施策を進めてまいります。	■「北海道子ども計画」では、子ども施策を総合的・一体的に推進するなかで貧困対策に取り組むこととしており、その中では、生活保護世帯やひとり親家庭など、所謂、貧困のリスクが高い層へ焦点をあてた指標を定め、取組の進捗を評価する仕組みが構築されているものと受け止める。 ■生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学進学率が低い等、経済格差が教育・学力格差につながっている実態が明らかとなっているほか、北海道は全国と比較して生活保護世帯やひとり親世帯が多く、厳しい実態にあることが窺える。また、長引く物価高騰の影響等により経済的に厳しい状況にある方が多数いる。 子どもの貧困対策にあたっては、政府や自治体の適切な支援が不可欠であり、さらには NPO 等の民間も含めた社会全体で支援を行っていくべきと考え、係る要請を継続していきたい。	【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】 ○道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、相談支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を中心とする施策に重点的に取り組んでいるところです。 ○今年度は次期計画の策定年ではありますが、道ではこども基本法に基づき、本道における子ども施策を総合的・一体的に推進するため、第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画、第2次青少年健全育成基本計画、第二期北海道こどもの貧困対策推進計画を一つにまとめ、「道こども計画」として策定することとしております。 ○次期計画においても、「こども大綱」等の主旨も踏まえつつ、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ってまいります。

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
② 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化する。また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の設置について、児童福祉法で義務づけられている道と政令指定市に加え、中核市についても設置を促進するとともに、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。	<p><b>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</b></p> <p>○児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のためには、児童福祉司等の専門職員の増員など、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が情報を共有し、緊密な連携の下で見守りを行い、必要な支援に繋げることが重要です。</p> <p>○このため、道では、児童福祉司等の専門職員を計画的に増員してきたほか、新たな分室の設置による体制強化や、職種別、階層別の実践的なカリキュラムに基づく研修を通じ、職員の専門性や対応力の向上を図ってきたところです。</p> <p>○また、地域の見守り支援機能が十分に発揮されるよう、各児童相談所の職員が直接市町村に出向き、要保護児童対策地域協議会の運営に関する技術的助言を行うとともに、全ての妊産婦や子育て世帯を対象に、切れ目なく相談や支援を行う「こども家庭センター」の設置に関して、未設置市町村に対し、個別課題のヒアリングやセンターの役割及び設置の意義を説明する機会を設けてきたほか、国や先進自治体の職員を招いて説明会や研修会を開催してきたところであり、引き続き、関係機関と緊密に連携しながら、できる限り家庭に身近な場所で、子どもや家庭への支援が行われるよう、地域における児童相談体制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>■道として、専門職員の増員や相談体制の充実等、児童相談所の体制強化に係る要請内容への対応が図られているものと思料する。また、市町村や関係機関と連携した見守り支援機能の発揮に努めていることが回答されており、予防的視点を重視した取組を強化している点も評価できる。</p> <p>児童虐待防止に対する社会的関心の高まりもあり、児童相談所が虐待事案として相談対応する件数は高止まりで推移している。引き続き、実効性のある予防・防止対策が図られるよう、道の取組みに期待したい。</p>	<p><b>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</b></p> <p>○児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のためには、児童福祉司等の専門職員の増員など、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が情報を共有し、緊密な連携の下で見守りを行い、必要な支援に繋げることが重要です。</p> <p>○このため、道では、児童福祉司等の専門職員を計画的に増員してきたほか、新たな分室の設置による体制強化や、職種別、階層別の実践的なカリキュラムに基づく研修を通じ、職員の専門性や対応力の向上を図ってきたところです。</p> <p>○また、地域の見守り支援機能が十分に発揮されるよう、各児童相談所の職員が直接市町村に出向き、要保護児童対策地域協議会の運営に関する技術的助言を行うほか、全ての妊産婦や子育て世帯を対象に、切れ目なく相談や支援を行う「こども家庭センター」の早期設置を促すなど、引き続き、関係機関と緊密に連携しながら、できる限り家庭に身近な場所で、子どもや家庭への支援が行われるよう、地域における児童相談体制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。</p>
(5) フードバンク活動の促進			
① フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけ、福祉行政所管部署と関連する部署との能動的な連携体制を構築する。そのうえで、生活困窮者支援に関わる行政や民間団体を通じたフードバンク食品の提供、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進する。	<p><b>【保健福祉部総務課】</b></p> <p>○フードバンクから福祉分野への食品の提供については、福祉行政を所管する部署が、必要に応じて関係する部署と連携しながら対応してまいります。</p>	<p>■生活困窮者向けの食糧支援や災害時における被災者への食糧提供など、フードバンク活動の食品ロス削減に止まらない福祉的な側面の取組は、災害時・福祉対応における行政の機能を補完する見地からも有効と考える。道の主管部署より「関係部署と連携して対応する」との回答が示され、体制整備に向けた今後の対応を期待したい。</p>	<p><b>【保健福祉部総務課、農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課】</b></p> <p>○フードバンクから福祉分野への食品の提供については、福祉行政を所管する部署が、必要に応じて関係する部署と連携しながら対応してまいります。</p> <p>○食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する取組であることから、道では、令和3年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、関係部局が連携して取組を進めております。</p>
② 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第2次基本方針)」(2025年3月25日閣議決定)を踏まえ、道は、「北海道食品ロス削減推進計画」および、2025年3月18日に制定した「北海道食品ロス削減推進条例」に基づ	<p><b>【農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課】</b></p> <p>○食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成などに資する取組であることから、道では、本年3月に制定した「北海道食品ロス削減推進条例」、令和3年3月に策定</p>	<p>■「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、相応の対応が図られているものと思料する。道としてフードバンク活動の周知や道民の機運醸成、フードバン</p>	<p>○食品ロスの削減は、家庭や食品製造業及び外食産業などの各段階において食品ロスを発生させないことが重要であります。また、まだ食べることができる未利用食品については、</p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>き、食品ロス削減に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することとしている。その際、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体への提供、人材育成など）に向けた支援策、自治体とフードバンク団体との連携施策を拡充し、必要な財源を確保する。</p>	<p>した「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、関係部局が連携して取組を進めております。</p> <p>○食品ロスの削減は、家庭や食品製造業及び外食産業などの各段階において食品ロスを発生させないことが重要であります。また食べることができる未利用食品については、フードバンク活動も有効であることから、関係部局が連携し、国の事業の周知や消費者などの機運醸成を図っていきます。</p> <p>&lt;参考：国事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減総合対策事業（令和8年度1.96億円） フードサプライチェーン全体における需要予測の高度化や外食産業における店舗オペレーションのマニュアル化に対する支援、食品企業における食品の供給体制の構築等に関する実証</li> <li>・食品アクセス総合対策事業（令和8年度6.43億円） 地域の関係者（地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等）が連携して取り組む体制づくりや、フードバンク等に対し、スタートアップや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施。</li> </ul>	<p>ク団体との連携構築に向けた取組は、食品廃棄物の削減に結びつける環境対策の側面で効果的であると考える。フードバンク活動を推進するうえで、行政との連携は欠かすことができず、引き続き、フードバンク団体の体制強化に向けた支援等の施策検討を求めたい。</p>	<p>フードバンク活動も有効であることから、関係部局が連携し、国の事業の周知や消費者などの機運醸成を図っていきます。</p> <p>&lt;参考：国事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減総合対策事業（令和7年度2.24億円） フードサプライチェーン全体における需要予測の高度化や外食産業における店舗オペレーションのマニュアル化に対する支援、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等に関する実証。</li> <li>・食品アクセス総合対策事業（令和7年度3.85億円） 地域の関係者（地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等）が連携して取り組む体制づくりや、フードバンク等に対し、スタートアップや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施。</li> </ul>
<b>(6) 自死・多重債務対策等</b>			
<p>① 国内の2024年の自殺者数は2万人を超え、なかでも小中高生が過去最多となるなど、深刻な状況が続いている。北海道においても依然として多くの尊い命が失われており、自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき策定された「北海道自殺対策行動計画」の目標を早期に達成するため、実効性のある施策を強力かつ迅速に推進する。</p>	<p><b>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</b></p> <p>○道では、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「第4期北海道自殺対策行動計画」を令和5年3月に策定し、12の重点事項と53の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて各機関の取組の現状及び進捗について把握し、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。</p>	<p>■全国の自殺者数は、近年2万人台で推移し、依然として高い水準にある。また、全体として減少傾向が続いているものの、小中高生の自殺者数は2024年に過去最多を記録しており、若年層の増加が大きな社会問題として、その対策の強化が必要である。</p> <p>■道として、「第4期北海道自殺対策行動計画」に基づき、計画目標（令和9年までに平成28年と比較して自死者30%以上減少させる）の達成に向けた継続的な取組が推進されているものと推察するが、とりわけ子どもの自殺者数が増加傾向にある現状を重く受け止め、実効性ある施策の検討・実施を求めたい。</p>	<p><b>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</b></p> <p>○道では、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「第4期北海道自殺対策行動計画」を令和5年3月に策定し、12の重点事項と53の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>○この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて各機関の取組の現状及び進捗について把握し、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。</p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
<p>② 若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されている SNS 相談活動および「北海道こころの健康 SNS 相談」について、自殺対策における SNS 相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。</p> <p>また、相談の次に求められる受け皿として、様々な形の居場所の拡充が必要となる。若年層の自殺が深刻化する現状を踏まえ、政府は「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」を改定して、孤独・孤立状態の予防に向けた取り組みを強化することとしており、道としても、児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者への伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりの推進等、具体的な取り組みをすすめる。</p>	<p><b>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</b></p> <p>○北海道教育委員会では、国の補助事業を活用し、「SNS を活用した相談事業」(ほっかいどうこどもライン相談)として、いじめを含む様々な悩みを抱える生徒に対し、問題の深刻化を未然に防止する観点から、「LINE」を活用した双方向の相談を専門事業者への委託により実施しています。</p> <p>本事業では、臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を有する者や、相談業務の経験がある者を相談員とし、「自殺」や「死ぬ」などのキーワードを含む緊急性の高い相談を即座に把握した上で、優先的に相談に応じるなど、自殺に関する内容を含む相談に適切に対応できるよう体制を整備し、取り組んでいます。</p> <p><b>【保健福祉部 福祉局地域福祉課・障がい者保健福祉課、子ども政策局子ども政策企画課・子ども家庭支援課】</b></p> <p>&lt;北海道こころの健康 SNS 相談について&gt;</p> <p>○道では、子どもや若者が相談しやすい SNS を活用した「北海道こころの健康 SNS 相談」の窓口を設置するなどし、自殺のリスクの高い方の早期把握や早期対応に努めております。引き続き、関係機関と連携しながら、自殺の発生防止に取り組んでまいります。</p> <p>&lt;孤独・孤立対策について&gt;</p> <p>○孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる段階において誰にでも生じるものであり、社会全体の課題として、多様な支援機関との連携のもと対策を進めていくことが重要であるため、道では、令和 5 年 10 月に「ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置するとともに、各振興局管内でもプラットフォームを立ち上げ、地域における官民連携の基盤を整備したところです。</p> <p>○また、孤独・孤立に関する広報のほか、孤独・孤立の問題について、正しい知識を有し、悩みを抱える方々をサポートする「つながりサポーター」の養成等に取り組んでおり、今後とも、国の重点計画の内容を踏まえ、孤独・孤立を感じる方々が支援を求めやすく、支援者が声をかけやすい環境づくりを進めてまいります。</p>	<p>■「SNS を活用した相談事業」や「北海道こころの健康 SNS 相談」窓口の設置、加えて、専門知識を有する相談員の配置、孤独・孤立に関するつながりサポーターの養成等、道として相談体制の構築に向けた一定の対応が図られているものと判断しており、この間の道の対応を評価したい。</p> <p>■また、近年顕在化する孤独・孤立、不登校、ひきこもり等の複合的な課題に対応するため、多様な居場所づくりは、子どもや若者が孤立に陥る前の予防的な社会基盤として、早期かつ計画的に進めていく必要がある。道が実態調査を実施のうえ、居場所づくりの推進に取り組む意義は大きい。今後は、実態調査を通じて把握した地域の実情等を施策へ反映しながら、子ども食堂など地域に根ざした民間団体との協調、伴走支援や後方支援の充実を図っていくことが重要となり、取り組みをさらに深化させていくことを期待したい。</p>	<p><b>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</b></p> <p>○令和 5 年度に実施した「SNS を活用した相談事業」実施結果については、当課のホームページで公表しています。</p> <p>○今年度は、5 月 1 日から 5 月 13 日、長期休業前後の 8 月 7 日から 9 月 18 日まで及び 1 月 8 日から 1 月 31 日までの毎日と、5 月 20 日から 3 月 24 日までの毎週月曜日の計 116 日間、事業を実施しているところです。</p> <p>○また、道保健福祉部では「北海道こころの健康 SNS 相談」を実施しており、いじめや自死防止へ向け、効果的な相談体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○なお、自殺に関する内容を含む相談に適切に対応できるよう、道教委と委託事業者が協議しながら相談に対応する相談員に対する研修の実施などに取り組んでいるところです。</p>

2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>&lt;子どもの居場所づくりについて&gt;</p> <p>○こどもの居場所づくりにつきましては、様々なニーズを持つこども・若者が、地域の中で安心して過ごせる場を確保することが重要であると認識しております。</p> <p>○道ではこれまで、こども食堂など民間団体の立ち上げ支援や研修・情報共有の場の提供を行い、地域での多様な居場所づくりを支援してきたところです。</p> <p>○本年度は、道内の居場所づくりの実態調査を新たに実施しており、その結果や好事例を市町村等と共有しながら、地域の実情に応じた居場所づくりの推進に取り組んでまいります。</p>		
<p>③ 多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁について、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、カジノを誘致しない。</p>	<p><b>【経済部観光局観光振興課】</b></p> <p>○統合型リゾート（IR）は、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する可能性が期待されるプロジェクトである一方、道民の皆様の理解の促進をはじめ、社会的影響対策や環境への配慮といった課題があると認識しています。</p> <p>○道では、コロナ禍後の観光需要の回復や、オンラインカジノといった新たな問題の顕在化など、IRを取り巻く様々な環境が変化していることから、道内市町村に対し、IRに係る意向調査を実施し、道内全体の観光客の増加や、経済効果などへの期待といったご意見のほか、継続的な事業運営のあり方、施設整備における環境配慮、オーバーツーリズム、ギャンブル等依存症への懸念など、メリット・デメリット両面から、幅広いご意見をいただいたところです。</p> <p>○道としては、こうした認識のもと、令和元年度に策定した「IRに関する基本的な考え方」を改訂することとし、改訂に向け、メリット・デメリット両面について論点を整理した「骨子」をとりまとめたところです。</p> <p>○道としては、今後、「骨子」で整理した様々な論点に関し、学識経験者等で構成する有識者懇談会において、専門的見地からご意見をいただきながら、検討を行ってまいります。</p>	<p>■IR（統合型リゾート）の誘致に関しては、以前よりカジノ解禁・施設誘致によりギャンブル依存症の増加や反社会的勢力の介入などの問題が生じる恐れが指摘されている。道が検討を進めるにあたっては、こうした懸念も含め、冷静な分析と対応が求められることは言うまでもなく、丁寧な説明と議論を積み重ね、道内全体での理解や支持を得ることが不可欠となるが、現時点では難しいと言わざるを得ない。道民の暮らしや将来世代への影響を踏まえ、カジノ誘致は見送るべきと判断する。</p>	<p><b>【経済部観光局観光振興課】</b></p> <p>○IRは、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待される一方で、近年のデジタル技術の進展や資材価格の高騰等により、投資環境や観光需要などの動向は、大きく変化しているため、今後の社会経済情勢を見極めるとともに、先行地域の取組状況や国の動向などを十分注視していく必要があります。</p> <p>○道としては、こうした状況も踏まえながら、中長期的な視点に立って、諸課題の整理を含め、必要な検討を行ってまいります。</p>

2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
(7) 住まいの安心、住宅セーフティネットの拡充			
① 北海道の世帯年収は全国平均より低い水準にあり、収入に占める家賃割合が高い。また、北海道特有の課題として、広域分散型社会（過疎地で住宅は余るが利用できず、都市部では家賃が上昇傾向）であることや冬期間の光熱費負担を加えた実質的な住宅負担が重くなることから、低所得層や単身高齢者にとって、住宅費が深刻な問題となるケースが見受けられる。道は、ハウジングプア（住まいの貧困）の実態について調査を実施する。	—	■要請内容にある調査の実施は難しいと判断する。	(新規要請項目につき前年回答無し)
② 改正住宅セーフティネット法や改正生活困窮者自立支援法を踏まえて、公的住宅（道営・UR・公社）の充実や家賃の低廉化等、住宅施策と福祉施策が連携した住宅セーフティネットや居住支援体制の強化をはかる。	<p><b>【建設部住宅局】</b></p> <p>&lt;公的住宅（道営・UR・公社）の充実について&gt;</p> <p>○道では、令和3年度に定めた「北海道住生活基本計画」において、計画期間（10年間）における公営住宅の供給目標量を定めるにあたり、要支援世帯（公的支援により居住の安定の確保を図るべき世帯）数を推計した上で、公営住宅のほか、UR住宅などを要支援世帯に供給し、住生活の安定確保と向上を図ることとしております。</p> <p>&lt;家賃の低廉化等について&gt;</p> <p>○道営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸しております。</p> <p>また、収入が著しく低額である入居者に対しましては、家賃を減免する制度を設けており、経済的な困窮や病気等により、家賃の納付が困難な場合には、減免申請が可能となります。</p> <p>&lt;住宅施策と福祉施設が連携した地域の居住支援体制の強化&gt;</p> <p>○改正法により、市町村による居住支援協議会設置が努力義務化されたことを踏まえ、市町村職員などを対象とした勉強会への専門家派遣や関係団体との調整など居住支援協議会の設立促進に向けた伴走支援を行い、住宅施策と福祉施策が連携した地域における居住支援体制の強化を図ります。</p>	<p>■非正規雇用の拡大や単身世帯の増加、高齢化の進行などを背景に、低所得者や高齢者を中心に住まいの確保が困難な人々が増加している。</p> <p>北海道においては、寒冷地特有の住宅費負担増が大きいこともあり、住まいの安定と低廉な家賃は生活基盤を支える重要な要素となる。道の回答にある公的住宅の供給や家賃の減免措置、UR住宅の活用は、住まいに不安を抱える人々にとってのセーフティネットになっていると判断している。</p> <p>■住宅セーフティネット法や生活困窮者自立支援法の改正は、住宅・福祉を一体的に支援することで、住居喪失の予防と生活の安定を図ることを目的としている。住宅確保要配慮者への支援は、行政単独ではなく、住宅関係者、福祉・医療・就労支援機関、NPO等が連携して取組むことが求められ、回答にもある「居住支援協議会」の早期設置と積極的な運営により、切れ目のない支援につなげる体制の構築を期待したい。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
4. 消費者政策の充実強化			
(1) 消費者団体の公益的活動に対する支援 北海道は、現に公益的な活動を行う適格消費者団体、特定適格消費者団体および各地に設立されている消費者団体に対し、その意義を社会的にも評価し、財政面・情報面の支援を行うこと。道内では、「NPO 法人 消費者支援ネット北海道」が特定適格消費者団体の認定を受けており、当団体の公益的活動が持続的に展開できるよう、継続して財政面・情報面での最大限の協力と支援を行う。	【環境生活部消費生活課】 ○「NPO法人消費者支援ネット北海道」にあつては、事業者に対し、不当な契約条項の修正などを求める申入れや差止請求を行うほか、消費生活相談員等を対象とした研修会や意見交換会など、多様な取組を真摯に実施されており、消費者被害の拡大防止や財産的被害の集団的回復を目指し、特定適格消費者団体としての役割を適切に果たされているものと認識しています。 ○道としては、本年策定した「第4次北海道消費生活基本計画」において、道と同法人との一層の連携や支援について明記したところであり、特定適格消費者団体としての役割を適切に果たすことができるよう、今後とも必要な情報提供や意見交換を行うなど、一層の連携や支援に努めてまいります。	■回答内容から、当協議会が会員となる「NPO 法人 消費者支援ネット北海道」の活動とその成果が認められ、より一層の協力と支援が期待される。 引き続き、当該団体をはじめとする消費者団体との連携により、複雑化する消費者取引の適正化および消費者被害の未然防止に向けた対応を求めたい。	【環境生活部消費者安全課】 ○道では、北海道消費生活条例において、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとしており、団体の活性化・体制強化を図るために、従前からその活動を支援しています。 ○「NPO 法人消費者支援ネット北海道」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成など、多様な取組を真摯に実施されており、訴訟案件については、概ね同法人側の主張に沿った形で和解が成立するなど、特定適格消費者団体としての役割を適切に果たされているものと認識しています。 ○道としては、国の交付金の状況や同法人の意向、取組の状況も勘案しながら、消費者取引の適正化はもとより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、引き続き、同法人の活動を支援してまいります。
(2) 地域における消費者教育の推進 北海道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」および2025年3月策定の「第4次北海道消費生活基本計画」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める。特に、増加する高齢者単独世帯や成年年齢18歳への引き下げへの対策、エシカル消費（倫理的消費）について、引き続き消費者教育に関する各種施策の充実・強化をはかる。	【環境生活部消費生活課】 ○道では、消費者教育の推進に当たり、地域における消費者問題への解決力強化を図るため、また、消費者市民社会の形成を担う消費者を育成するため、国の基本方針も踏まえながら、消費者を対象に講座やセミナーを開催しています。今後も国の交付金を活用しながら、消費者教育の充実・強化に取り組んでまいります。 ○また、高齢者の孤立化・孤独化に対しては、地域の見守りネットワークを活用して、きめ細やかな情報提供を行っているほか、若年層に対しては、SNS等により「若年者のための消費生活サポート情報」を配信するなどしており、引き続き消費者被害の防止に努めてまいります。 ○さらに、エシカル消費については、啓発資材の作成・配付、展示や、ホームページでの情報提供などに加え、エ	■高齢者単独世帯や若年層など、各種消費者の特性に応じた被害防止に向けた道の対応が回答で示され、エシカル消費を含め、消費者教育の実践に努めていることが窺われる。 引き続き、消費者の多様化を踏まえたきめ細やかな対応を図り、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を推進していくことを期待する。	【環境生活部消費者安全課】 ○道では、消費者教育の推進に当たり、地域における消費者問題への解決力強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、国の基本方針も踏まえながら、消費者を対象に講座やセミナーを開催しています。 今後も国の交付金を活用しながら、消費者教育の充実・強化に取り組んでまいります。 ○また、高齢者の孤立化・孤独化に対しては、地域の見守りネットワークを活用して、きめ細やかな情報提供を行っているほか、若年層に対しては、SNS等により「若年者のための消費生活サポート情報」を毎月配信するなどしており、引き続き、消費者被害の防止に努めてまいります。 ○さらに、エシカル消費については、啓発資材の作成・配付、展示や、ホームページでの情報提供などにより理解促進を

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	シカル消費に取り組む団体等と連携し、エシカル消費の理解促進に努めてまいります。		図り、人や社会、環境、地域等に配慮した消費行動を促進してまいります。
(3) 消費者と事業者の良好な関係性の促進 北海道は、一部の顧客等による過剰な要求、暴言・暴力等の問題、いわゆるカスハラについて、公共の利益および消費者・就業者双方の権利を守る観点から、より多くの団体と連携を図り、消費者と事業者がともに尊重し合い良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進める。また、問題を未然に防ぐ対策および問題が発生した際に事業者が採るべき対策の指針を周知し、共有化をはかる。	<p><b>【経済部労働政策局雇用労政課】</b></p> <p>○顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」は、セクハラやパワハラと同様に、労働者の方々へ多大なストレスを与えるほか、人権を侵害する行為と認識しており、令和6年11月に道議会で議決されました「北海道カスタマーハラスメント防止条例」は、こうしたカスハラの抑止に向けた強いメッセージとなるとともに、事業者の方々などの現場における拠り所となるものと考えております。</p> <p>○道では、本条例に基づきカスハラの事例や対処方法などを内容とする指針を策定・公表し、情報提供や人材育成などの取組を進めているところ。</p> <p>また、「北海道カスタマーハラスメント対策推進協議会」に（一社）北海道消費者協会も構成員として参画しており、構成員と連携し、カスハラ防止の必要性や重要性について、道内全体で広く共有できるよう周知啓発に努めてまいります。</p> <p><b>【環境生活部消費生活課】</b></p> <p>○いわゆるカスタマーハラスメントについては、令和7年4月1日に防止条例が施行されたところであり、今後も消費者利益の擁護の観点から商品やサービスに対する意見や要望を伝える際のポイントを伝えるなど、消費者と事業者との適切なコミュニケーションが図られるよう取組を進めてまいります。</p>	<p>■特にサービス業や流通業、公共機関などで、従業員へのカスハラ被害が心身への影響・離職の原因になるケースが多いと指摘されている。</p> <p>■昨年、東京都に続く2例目として「北海道カスタマーハラスメント防止条例」「北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針」を施行したこと等、道におけるカスタマーハラスメント防止に係るこの間の取組を評価している。本条例は、罰則規定を含まない理念条例としての性格が強いことから、啓発・防止・対応支援の促進が中心となると理解している。今後は、条例の趣旨やカスタマーハラスメントの具体例について、道民・事業者・利用者に対する周知を一層強化していくことが重要な課題であり、引き続き、道の取組みに期待していきたい。</p>	<p><b>【経済部労働政策局雇用労政課、環境生活部くらし安全局消費者安全課】</b></p> <p>○顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」は、セクハラやパワハラと同様に、労働者の方々へ多大なストレスを与えるほか、人権を侵害する行為と認識しており、令和6年11月に道議会で議決されました「北海道カスタマーハラスメント防止条例」は、こうしたカスハラの抑止に向けた強いメッセージとなるとともに、事業者の方々などの現場における拠り所となるものと考えております。</p> <p>○道では、この条例に基づきカスハラの事例や対処方法などを内容とする指針を年度内に策定するとともに、情報提供や人材育成などの取組の検討を進めるほか、カスハラ防止の必要性や重要性について、道内全体で広く共有できるよう努めてまいります。</p> <p>○消費者と事業者との適切なコミュニケーションが図られるよう、事業者に意見を伝える際のポイントについて分かりやすく消費者に周知するなどして、啓発活動を進めてまいります。</p>
5. ディーセント・ワークの実現			
(1) 最低賃金の引き上げ 最低賃金については、物価高や人材流出を背景に地方を中心に大きな引上げが相次いでおり、北海道でも国が示した目安を上回る65円引上げの「1,075円」となる見通しで、前年に続き、最低賃金が時給換算となった(2002年度)以降最高の引上額となった。 しかしながら、依然として全国加重平均「1,121円」よりは低い水準にあることから、道は、地域間格差の是正、労働者	<p><b>【経済部労働政策局雇用労政課】</b></p> <p>○最低賃金の引き上げは、多くの働く方々の生活の向上や消費の拡大に寄与する一方、人手不足や原材料価格の上昇など、厳しい状況にある道内の中小・小規模事業者の方々の経営に少なからず影響を与えることが懸念され、道では、北海道労働局と連携し、最低賃金が遵守されるよう周知・啓発に努めるほか、国に対し、全国知事会を</p>	<p>■道は、最低賃金審議会の構成に属さないため最低賃金の決定に直接関与しないが、最低賃金の遵守に係る道としてのスタンスが示されている。</p> <p>昨年10月1日から発効している北海道の最低賃金1,075円の遵守に向けた対策の徹底を求めるとともに、物価高における実質賃金の実態に即したナショ</p>	<p><b>【経済部労働政策局雇用労政課】</b></p> <p>○最低賃金は、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、その引き上げは、多くの働く方々の生活向上に寄与するものでありますことから、道では、労使双方が関係法令を十分理解し、これを遵守することが重要と考えており、今後とも北海道労働局と</p>

2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
<p>の生活安定と地域経済の活性化を目指し、継続的な引上げ、人件費負担が増加する企業への政策的支援等について、関係各所への働きかけを行う。</p>	<p>通じて、地域間格差是正に関する要請を行うとともに、中小企業が賃金支払い能力を高めることができるよう、最低賃金の引き上げを図る企業への助成制度の拡充を求めており、物価上昇を上回る賃上げの実現に取り組むこととしています。</p>	<p>ナルミニマム水準への引き上げと地域間格差の是正に向け、関係先への働きかけを強化するよう求め続けたい。</p>	<p>連携して最低賃金の引き上げが遵守されるよう周知・啓発に努めています。</p> <p>また、国に対し、全国知事会を通じて、地域間格差是正に関する要請を行うとともに、中小企業が賃金支払い能力を高めることができるよう、最低賃金の引き上げを図る企業への助成制度の拡充を求めております。</p>
<p>(2) 障がい者雇用の促進</p> <p>障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供や差別禁止の徹底が適切に実施されるよう指導するとともに、道、市町村、及び関連公的機関の雇用率を引き続き調査・公表し、透明性のある運営を行う。</p> <p>あわせて、道内民間企業に対する法定雇用率の速やかな達成に向けた取り組みや法定雇用義務が進んでいない中小事業主への対策を進める。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○障がい者雇用率は、毎年6月1日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されておりますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体等や障がい者雇用率が法定雇用率未満の公的機関に対し、北海道労働局長と連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がいのある人への合理的な配慮の提供などを内容とする障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っております。</p> <p>また、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。</p> <p>○今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。</p>	<p>■公的機関等への障がい者雇用の促進、就職面接会や雇用促進パネル展等、道による様々な障がい者雇用に関する取り組みが回答されており、その対応を評価したい。</p> <p>引き続き、関係機関とも連携し、障がい者雇用の継続的な推進と障がい者一人ひとりの活躍の推進、障がい者の活躍の場拡大のための取り組みが進展していくことを期待する。また、民間の事業主に対して率先垂範する観点から、「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づく着実な取り組みを求める。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課、総務部人事局人事課】</p> <p>○障がい者雇用率は、毎年6月1日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されておりますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体等や障がい者雇用率が法定雇用率未満の公的機関に対し、北海道労働局長と連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がいのある人への合理的な配慮の提供などを内容とする障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っております。</p> <p>加えて、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。</p> <p>今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。</p> <p>○また、道では引き続き「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき、取組を進めてまいります。</p>
<p>(3) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>① 北海道は、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の有効性や改善すべき点を確認しながら、仕事と家庭・子育ての両立を促進するために、特に男性の労働時間短縮など、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに加え、テレワーク等の働き方改革を促進するなど、労働者福祉の増進がはかられる対策を強化する。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しています</p> <p>○この認定制度は、労働時間短縮や有給休暇取得促進、テレワーク等の多様な働き方の導入などに取り組む「就業環境の改善」のほか、「多様な人材の活躍」、「生産性の向</p>	<p>■回答内容は前年とほぼ同一である。国の男女共同参画の施策として「ワーク・ライフ・バランス」が推進され、道では、労働者福祉の増進を目的とした「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施し、企業の自主的な働き方改革の取組を促進している。</p> <p>超高齢化社会の到来に伴い労働力不足が加速すると予測されており、労働力不足の解消を図るにはワーク・ライフ・バランスを充実させ、地域の実情に応じた働き方改革を推進していくことが必要となる。引き続き、道の各種対応に注目していきたい。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しています。</p> <p>○この認定制度は、労働時間短縮や有給休暇取得促進、テレワーク等の多様な働き方の導入などに取り組む「就業環境の改善」のほか、「多様な人材の活躍」、「生産性の向上」の</p>

2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>上」の3つの視点で評価しており、認定企業には、労働者向け融資などの優遇措置を設けています。</p> <p>○道としては、こうした取組を通じ、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。</p>		<p>3つの視点で評価しており、認定企業には、労働者向け融資などの優遇措置を設けています。</p> <p>○また、道が実施する就業環境実態調査において、道内事業所のテレワーク導入状況を調査するとともに、テレワーク導入後に直面する「労務管理」などの課題を解決するためにマニュアルを策定して周知・啓発を行っています。</p> <p>○道としては、こうした取組を通じ、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。</p>
<p>② 北海道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。</p> <p>また、介護需要が増大する中で介護従事者は人材不足の傾向にあり、賃金・処遇の改善が課題となるが、国による処遇改善策も段階的に進められているものの、他産業との賃金格差は依然として大きい。一方で介護事業者の経営難も深刻であることから、道として独自の処遇改善施策を講じるなど、人材確保や事業支援に向けた行政による取り組みを進める。</p>	<p><b>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</b></p> <p>○地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じるとともに、サービスに繋がりにくい方など困難事例への対応や、虐待防止、認知症の方への支援など、総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行うほか、職員の資質向上に向けた研修を実施しているところです。</p> <p>○介護従事者等の処遇改善については、令和6年の報酬改定において、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率が引き上げられたところであり、道としては、今年度から処遇改善加算のさらなる取得促進のため、各事業所への個別相談や研修の実施等の支援事業を行っているところです。</p> <p>また、今年度については、従来の介護報酬上の処遇改善加算に加えて、介護現場における生産性向上・職場環境改善を図ることや、一時金の支給などにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげるため、事業所への補助事業を行っているところです。</p> <p>○道としては、国に対して、広域分散・積雪寒冷といった本道の地域特性や事業所規模に応じた介護報酬の設定のほか、職員等の資格や経験、業務量に見合った適切な給与水準の確保、職場定着・離職防止の促進等について要望しているところであり、引き続き、介護を必要とされる道民の皆様が住み慣れた地域で安心して介護サー</p>	<p>■道では、地域包括支援センターの重要性に鑑みた周知が実施され、また、職員の資質向上に向けた研修を行い、専門性の向上とサービスの質確保に努める等、一定の対応が図られているものと思料する。</p> <p>■介護従事者の人材不足は、全国共通の課題であると同時に、北海道は、広域性・人口減少といった地域事情により、より深刻化しやすい状況にある。</p> <p>道が人材不足を課題として認識し、賃金面に加え、業務負担軽減策を通じて、処遇改善や事業所への補助事業に取り組んできた点は評価できる。一方で、現行の対応は国制度への依存度が高く、依然として介護人材の不足を解消するには至っていない。一時的な手当や補助にとどまらない継続的な賃金改善につながる仕組みの構築等、人材確保と定着に向けては、地域特性も踏まえ、道が主体的に実効性ある施策を講じていく必要があり、引き続き同様の要請を継続していきたい。</p>	<p><b>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</b></p> <p>○地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じるとともに、サービスに繋がりにくい方など困難事例への対応や、虐待防止、認知症の方への支援など、総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成21年の交付金に始まり、平成24年に介護報酬に組み込まれて以降も数次に渡り見直しが行われ、令和6年の報酬改定においては、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう処遇改善加算の加算率が引き上げられるとともに、従来の3つの加算を一本化し、事業所が取得しやすいよう見直しが行われたところです。</p> <p>○このため、道では、この加算を有効に活用していただくよう、道所管の加算未取得の事業所に対し、加算取得に向けた個別の働きかけを行っておりますほか、既に加算を取得している事業所に対しましては、より加算率の高い加算の取得に向けた支援に取り組んでいるところです。</p> <p>○道としては、今後とも、介護従事者の確保に努めるとともに、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善が図られるよう引き続き国に要望してまいります。</p>

2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	ビスを受けられるよう、介護人材の確保に取り組んでまいります。		
6. 安心・信頼できる社会保障の構築			
(1) 子育て支援			
① 北海道は、こども基本法を踏まえ「北海道こども基本条例」を制定し、2025年4月からは「北海道こども計画」により道内の子ども関連施策を総合的に推進することとしている。 少子化や人口減少が進行するなか、広大な面積と多様な地域特性を持つ本道においては、社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりは重要な課題であり、効率的かつ効果的な子育て支援に取り組むための十分な財源を確保する。	【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】 ○道では、子ども施策に係る基本理念等を広く道民と共有し、地域社会が一体となって取り組む環境を整備するため、本年4月に「北海道こども基本条例」を施行するとともに、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、「北海道こども計画」に基づき、子ども関連施策を総合的かつ一体的に推進しているところです。 道としては、子どもを産みたい、育てたいと考える方の希望が叶えられる地域社会の実現に向け、引き続き、市町村や関係団体等と連携しながら、各般の施策を着実に推進するとともに、必要な財源の確保について国へ要望してまいります。	■「北海道こども基本条例」は、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的としており、道が、子ども施策を総合的かつ計画的に推進しようとする姿勢を肯定的に受けとめている。今後、「北海道こども計画」に基づく各般の施策を着実に推進していくためには、安定的・継続的な財源確保が不可欠であることから、国への要望を行うとともに、道独自の財政的関与を講じることも検討し、道として地域の実態に即した子育て支援策の一層の充実が図られるよう、引き続き要請対応を行っていききたい。	(新規要請項目につき前年回答無し)
② 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体相談窓口を地域の中に拡充するとともに、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させる。	【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】 ○妊娠・出産期からの切れ目のない相談や支援につきましては、市町村が設置する「こども家庭センター」が行っており、道としては、研修会等を通して設置の働きかけや市町村間の情報共有機会の確保などを行っているところです。 また、市町村が実施する母親学級や父親学級などで適切な指導が実施されるよう、母子保健研修会の実施や、ホームページで情報発信するなど男女問わず出産・育児が学べるよう取り組んでいるところです。 引き続き、市町村と連携しながら、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援に努めてまいります。	■「こども家庭センター」は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実現し、こどもや家庭が抱える不安や困難に早期から対応することを目的とした重要な取組である。研修や情報提供などを通じて、道が広域自治体としての役割を果たそうとしている姿勢は評価できる。 引き続き、市町村間の体制格差にも配慮しながら、安定的な支援体制の構築に向けた取組を強化していくことを期待したい。	【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】 ○妊娠・出産記からの切れ目のない相談や支援につきましては、市町村が設置する「こども家庭センター」が行っており、道としては、研修会等をとおして設置の働きかけや市町村間の情報共有の確保などを行っているところです。 また、市町村が実施する母親学級や父親学級などで適切な指導が実施されるよう、母子保健研修会の実施や、ホームページで情報発信するなど男女問わず出産・育児が学べるよう取り組んでいるところです。 引き続き、市町村と連携しながら、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援に努めてまいります。
③ 必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など、子ども・子育て支援策を充実する。また、保育の質の向上・事故防止等の観点から、十分な教育訓練を実施・促進するとともに、保育・幼児教育人材の処遇改善加算の増額、対象事業範囲や保育士配置基準の見直しについて、国に対し働きかける。	【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】 ○幼児教育・保育の質や事故防止のためには、研修等の実施はもとより、保育士の負担を軽減し、子どもたちに十分に気を配ることができる環境整備が重要です。道では、こども未来戦略に基づき、保育士の配置基準の改善を確実に実現するとともに、他産業と遜色ない水準まで処遇改善が図られるよう、保育所等の運営実態や地域の	■良質な保育・幼児教育のためには、研修等による専門性の向上に加え、保育士一人ひとりの負担を軽減し、子どもたちに十分に目を配ることができる環境を整備することが重要である。道が、こども未来戦略に基づき、保育士配置基準の改善や処遇改善の必	【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】 ○幼児教育・保育の提供体制の確保等を含む地域における子育て支援サービスにつきましては、市町村において、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域ニーズを踏まえた計画的な取組を進めており、道では、市町村の取組を支援するため、必要な助言等を行うとともに、事業実施に要す

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>実情を考慮した公定価格の設定について、国に要望してきたところです。今後とも、市町村や関係団体と連携し、保育現場の実態や地域の課題を丁寧に把握しながら、幼児教育・保育の質の向上に取り組むとともに、全国知事会とも連携し、必要な制度改善について国に働きかけてまいります。</p>	<p>要性を回答で示し、国に対して要望を行ってきたことは評価できる。</p> <p>一方、保育現場における人材不足や業務負担の重さは依然として深刻であり、引き続き、制度改善の実現に向けて国への要望を継続するとともに、保育・幼児教育の質の向上と安全・安心な保育環境の確保に向けた取組の進展を期待したい。</p>	<p>る費用の一部を負担するなど、市町村と連携しながら、子育て支援体制の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>○また、幼児教育・保育の質を向上し、こどもの事故を防止するためには、保育士等の負担を軽減し、こどもたちに十分に気を配ることができる環境整備が重要であることから、道では、保育所等に対して、保育事業者支援コンサルタントによる巡回相談型の支援を実施し、ICT活用の働きかけなども含めた勤務環境改善の取組を進めるとともに、こどもの安全・安心に関する研修の内容を充実し、積極的な受講を働きかけているところです。</p> <p>○道では、上記のほかにも、返還免除型の貸付事業や処遇改善加算の取得促進など、保育人材の確保・育成や、賃金改善を含む処遇改善に向けた取組を進めているところですが、保育士の負担軽減・処遇改善や、こどもの安全・安心な保育環境づくりを推進するため、引き続き、全国知事会とも連携しながら、1歳児の配置基準の早期見直しや、保育所等の実態に即した公定価格の設定について、国に要望してまいります。</p>
(2) 安心の医療・介護体制の整備			
【医療分野】			
<p>① 総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成などの推進による、在宅医療の受け皿を拡充する。また、高齢化と人口減少が急速に進行していくなか、北海道医療計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた諸施策を着実に展開する。</p>	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課・医務薬務課】 ＜総合診療医・家庭医の育成＞</p> <p>○広域分散で医師が偏在する本道において、適切な医療サービスを効率的に提供するためには、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる、いわゆる家庭医の役割も持つ総合診療医の養成・確保が重要と考えています。</p> <p>○このため、道では、平成 28 年度から、総合診療医の育成を担う基幹施設等における指導体制の強化のため、指導医の養成に係る経費などを支援してきたほか、道内の研修施設や総合診療医の魅力などを紹介するガイドブックの作成・配布や特設サイトの設置などを通じて、道内の専門研修プログラムを道内外へ周知するとともに、関係学会との連携による医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に</p>	<p>■地域包括ケアシステムについては、高齢者をサポートしていく仕組みとして大きな期待感が寄せられる一方、地域格差や市町村の財政状況、人手不足の解消等、解決すべき課題も多い。</p> <p>総合診療医・家庭医、訪問看護師の育成について、前年とほぼ同内容の回答にとどまり、取組みの実施効果は十分に発現していないと思われる。</p> <p>■人口減少と高齢化が全国に先駆けて進行する本道において、地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題であるが、とりわけ過疎地域や中小自治体では、医師偏在の問題に加え、在宅医療・看取りを支える訪問看護師の確保も十分とは言えず、日常のかつ継続的な医療提供体制が不安定となっていると言わざるを得ない。地域包括ケアを支える総合診療医・家</p>	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課】 ＜総合診療医・家庭医の育成＞</p> <p>○広域分散で医師が偏在する本道において、適切な医療サービスを効率的に提供するためには、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる、いわゆる家庭医の役割も持つ総合診療医の養成・確保が重要と考えています。</p> <p>○このため、道では、平成 28 年度から、総合診療医の育成を担う基幹施設等における指導体制の強化のため、指導医の養成に係る経費などを支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトの設置などを通じて、道内の専門研修プログラムを道内外へ周知するとともに、関係学会との連携による医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援</p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、これらの取組を進めるとともに、地域住民を対象に総合診療に関する普及啓発を行う医療機関に支援するなどして、総合診療医などの育成に努めてまいります。</p> <p>&lt;訪問看護師の育成・確保&gt;</p> <p>○道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや関係機関との連携も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。</p> <p>○また、訪問看護に関心のある看護職員が、訪問看護ステーションで実地研修を受けられる仕組みを整備するなど、訪問看護ステーションの就業促進、人材確保に取り組んでいるところです。</p> <p>○更に、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅での療養生活を支える上で中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。</p>	<p>庭医の育成等、安心して暮らし続けられる地域医療体制の確立に向け、引き続き要請を行っていききたい。</p>	<p>など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、在宅医療の提供体制の構築に向け、これらの取組を進めるとともに、地域住民を対象に総合診療に関する普及啓発を行う医療機関に支援するなどして、総合診療医の育成に努めてまいります。</p> <p>&lt;訪問看護師の育成・確保&gt;</p> <p>○道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや関係機関との連携も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。</p> <p>○また、訪問看護に関心のある看護職員が、訪問看護ステーションで実地研修を受けられる仕組みを整備するなど、訪問看護ステーションの就業促進、人材確保に取り組んでいるところです。</p> <p>○更に、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅での療養生活を支える上で中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。</p>
② 公立・公的医療機関の安易な統廃合は行わず、地域医療構想の実現にむけて、公的病院などとの連携を強化する。	<p><b>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】</b></p> <p>○道では、二次医療圏毎に設置する地域医療構想調整会議において、地域の現状や課題の共有を図りながら、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、公立・公的医療機関等であるかどうかに関わらず、民間の医療機関も含めた医療機能の分化・連携などについて協議を進めているところです。</p> <p>○道としては、引き続き圏域ごとの調整会議の場を通じ、地域の関係者の皆様方から丁寧にご意見を伺いながら、医療機能の分化・連携について、一層議論を深め、それぞれの地域の実情に応じた医療提供体制の確保に取り組んでまいります。</p>	<p>■新型コロナウイルスの感染拡大は、道内医療資源の偏在や医療現場の人手不足等、地域医療の問題点を浮き彫りにし、公立・公的医療機関の役割を再認識することになった。</p> <p>人口減少や医療人材の不足、財政制約を背景に医療機関の統廃合を安易に進めることは、住民の医療アクセスや地域の持続性を損なう重大な問題である。</p> <p>引き続き、地域医療構想の推進が、結果として地域医療の縮小や医療アクセスの後退、安易な統廃合に結び付くことがないよう、北海道における協議を注視していききたい。</p>	<p><b>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】</b></p> <p>○自治体病院をはじめとする公立・公的医療機関は、救急や小児・周産期といった不採算医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていただいているほか、本道で新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、3年以上に渡り入院患者の受け入れや発熱外来の設置、ワクチン接種などにご尽力いただきました。</p> <p>○道ではこれまで、公立・公的か民間かにとらわれず、圏域ごとの調整会議の場を通じ、医療機能の分化・連携などについて、地域の関係者の皆様と協議してきたところであり、今後とも、それぞれの地域の将来を見据え、一層議論を深めるとともに、公立・公的医療機関が地域で必要とされる医療を担えるよう基金を活用した支援や、地方財政措置の更なる充実を国に要望するなどして、地域医療の確保に取り組んでまいります。</p>
③ 医療従事者の働き方改革を進めるためには、増員と多職種連携(タスクシフト)が重要となることから、医師を	<p><b>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課・医務業務課】</b></p> <p>&lt;医師確保対策&gt;</p>		<p><b>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課、保健福祉部地域医療推進局医務業務課】</b></p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
はじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化する。加えて、本道の広大な面積と過疎化の進行により、医師や看護師等の偏在が深刻な状況にあることを踏まえ、道が主体となり、偏在是正に向けた取り組みを進める。	<p>○本道においては、地域における医師不足が極めて深刻な状況にあることから、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置、三育大学等と連携した都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関への医師派遣など行っているところであり、修学資金制度を活用した地域枠医師については、平成 28 年度から地域での勤務を開始し、医師不足地域で勤務する医師は、令和 7 年度において全道で 105 名となっているところです。</p> <p>○また、国に対して、医師少数区域で一定期間勤務した医師を認定する制度の運用に当たっては、管理者要件となる医療機関の対象範囲を更に拡大するほか、認定を受けることによるインセンティブを充実させるなど医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策や、日本専門医機構が運営する専門医制度についても、地域の実情に応じた制度となるよう要望してきたところです。</p> <p>○道としては、医師確保計画に基づき、三育大学はもとより、医師会等の関係団体と連携しながら、引き続き、実効性のある医師確保対策を進めるほか、「北海道医療勤務環境改善支援センター」による専門的かつきめ細かな助言等を行うなど、勤務環境の改善に向けた個別の医療機関の取組に対し一層の支援を図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関における労働時間短縮の取組を支援するなど、医師の働き方改革と地域医療の確保の両立に向け取り組んでまいります。</p> <p>&lt;看護師確保対策&gt;</p> <p>○道では、道内 3 ヶ所で道立高等看護学院を運営するほか、看護師養成校への運営費補助により看護職員の養成確保に努めているところです。また、本道の看護職員の確保や地域偏在の解消に向け、地域における就労を促進する修学資金の貸付けや地域応援ナースの派遣のほか、就業定着、再就業促進に向け、院内保育施設への運営費補助や新人看護職員をはじめとした看護職員に対する研修への支援、離職した看護職員の届出制度を有効活用した再就業支援や無料職業紹介などのナースセンター事業の充実にも取り組んできたところです。</p>	<p>■道では、医師・看護職等の医療従事者の確保・育成に向け、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置調整、修学資金制度の運用など、広域自治体としての役割を踏まえた取組を進めている。また、北海道医療勤務環境改善支援センターによる勤務環境改善に向けた支援を行うことは、医療従事者の働き方改革を進めるうえで重要な取組となる。</p> <p>しかしながら、医療従事者の不足や地域偏在は依然として解消されておらず、今後の高齢化の進展や医療需要の変化を見据えると、地域包括ケアシステムを支える医療人材の確保や、医師に限らず、看護職、リハビリ専門職等を含めた多職種連携による人材育成をより一体的に進めていくことが求められる。</p> <p>■広域分散型の地域特性や積雪寒冷で通院できる範囲にも限度がある本道において、医療提供体制の維持に対する不安は根強い。道においては、これまでの取組の成果と課題を検証しつつ、市町村や医療機関との連携を一層強化し、本道の地域特性を踏まえた実効性ある医療人材対策を継続的に推進していくことを求めたい。</p>	<p>&lt;医師確保対策&gt;</p> <p>○本道においては、地域における医師不足が極めて深刻な状況にあることから、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置、三育大学等と連携した都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関への医師派遣など行っているところであり、修学資金制度を活用した地域枠医師については、平成 28 年度から地域での勤務を開始し、医師不足地域で勤務する医師は、令和 6 年度において全道で 109 名となっているところです。</p> <p>○道としては、第 2 期医師確保計画に基づき、三育大学はもとより、医師会等の関係団体と連携しながら、引き続き、実効性のある医師確保対策を進めるほか、「北海道医療勤務環境改善支援センター」による専門的かつきめ細かな助言等を行うなど、勤務環境の改善に向けた個別の医療機関の取組に対し一層の支援を図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関における労働時間短縮の取組を支援するなど、医師の働き方改革と地域医療の確保の両立に向け取り組んでまいります。</p> <p>&lt;看護師&gt;</p> <p>○道では、道立高等看護学院を運営するほか、看護師養成校への運営費補助により看護職員の養成確保に努めているところです。また、本道の看護職員の確保や地域偏在の解消に向け、地域における就労を促進する修学資金の貸付けや地域応援ナースの派遣のほか、就業定着、再就業促進に向け、院内保育施設への運営費補助や新人看護職員をはじめとした看護職員に対する研修への支援、離職した看護職員の届出制度を有効活用した再就業支援や無料職業紹介などのナースセンター事業の充実にも取り組んできたところです。</p> <p>○道としては、今後とも関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づき、「新規養成」、「就業定着」、「再就業促進」等の対策を一層推進し、地域における看護職員の育成・確保に努めてまいります。</p> <p>&lt;リハビリ職員など&gt;</p> <p>○道では、地域において必要な理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職が確保できるよう、養成施設の指</p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>○道としては、今後とも関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づき、「新規養成」、「就業定着」、「再就業促進」等の対策を一層推進し、地域における看護職員の育成・確保に努めてまいります。</p> <p>&lt;リハビリ職員など&gt;</p> <p>○道では、地域において必要な理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職が確保できるよう、養成施設の指導調査等の機会を通じ、入学定員確保等の助言などを行っております。</p>		<p>導調査等の機会を通じ、入学定員確保等の助言などを行っております。</p>
<b>【介護分野】</b>			
<p>① 地域医療介護総合確保基金や各種交付金・助成金を活用し、地域密着型サービスに対する対策を拡充するとともに、介護人材確保や物価高騰対策を強化する。</p> <p>また、介護職員の不足を感じている施設が全国的に多いところ、特に北海道ではその認識が高い傾向にある。介護職のやりがい・魅力の発信・周知などの施策強化をはかること他、国による交付金や加算制度に加え、道独自の処遇改善策を講じるなど、介護職の人材確保・職場定着のため、更なる処遇の改善、施策の充実をはかる。</p>	<p><b>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</b></p> <p>○介護人材の確保については、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、介護サービスを担う人材の確保は喫緊の課題となっており、道では、介護の仕事の魅力を伝える様々な普及啓発や外国人など多様な人材の参入促進、キャリアパスの構築や介護ロボット導入への支援に加え、介護事業所の事務的負担のより一層の軽減を図るため、作業のオンライン化や事務の協働化をさらに促進するなどの取組を進めているところです。</p> <p>○また、今年6月に支給した「医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金支給事業」をベースに、1月21日に閣議決定された【「強い経済」を実現する総合経済対策】における介護分野への支援を踏まえ、物価高に対する支援を検討してまいります。</p> <p>○介護職のやりがい・魅力の発信・周知については、多くの方々に介護の仕事への関心を持っていただけるよう、動画の配信やトークイベントを開催するなど、介護職員への理解の促進とイメージアップを図っているほか、職場環境の改善等、働きやすい職場づくりなどの定着支援に取り組んでいるところです。</p> <p>○介護従事者等の処遇改善については、令和6年の報酬改定において、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率が引き上げられたところであり、道としては、今年度から処遇改善加算のさらなる取得促進のため、各事業所への</p>	<p>■高齢者人口が2040年頃まで高い水準で続くと見込まれており、今後の介護人材不足の深刻化は依然として避けられない。介護報酬改定や処遇改善加算の拡充が検討されるなど、介護職の処遇改善・人材確保に向けた政策が進められているが、給与水準の格差や労働環境の改善は依然として大きな課題として残っている。また、介護事業を取り巻く経営環境は、エネルギー価格や食料品価格の高騰などの影響を受け、小規模事業者を中心に経営の悪化や事業所閉鎖のリスクが指摘されていることから、物価高騰に係る施策の一層の充実が喫緊の課題となっている。</p> <p>■要請に対する道の取組みが一定程度回答されているものの、安定した介護サービスの提供を確保するためには、更なる人材確保策や物価高騰対策の具体化・実行が不可欠である。引き続き、処遇・職場環境の改善、介護サービス経営への包括的支援など、総合的な施策展開を積極的に考慮するよう求めていきたい。</p>	<p><b>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</b></p> <p>○介護人材の確保については、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、介護サービスを担う人材の確保は喫緊の課題となっており、道では、介護の仕事の魅力を伝える様々な普及啓発や外国人など多様な人材の参入促進、キャリアパスの構築や介護ロボット導入への支援に加え、介護事業所の事務的負担のより一層の軽減を図るため、作業のオンライン化や事務の協働化をさらに促進するなどの取組を進めているところです。</p> <p>○道としては、引き続き、市町村や関係団体との連携のもと、介護を必要とされる方々が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、介護人材の確保に取り組んでまいります。</p> <p>○また、令和6年度介護報酬改定においては、物価高騰に伴う実質賃金2.5%アップ分も盛り込んだ上で、基本報酬と各種加算額が設定されたところですが、今般、国において検討されている経済対策の動向も注視しながら、「重点支援地方交付金」の活用による物価高騰に対する支援について検討してまいります。</p> <p>○道としては、引き続き、物価高騰による経費の増大分を公定価格に適切に反映するよう国に要望するとともに、道民の皆様の命と暮らしを支える上で重要な基盤である介護サービスが物価高騰の影響を受ける中においても安定して提供されるよう、取り組んでまいります。</p>

2026年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>個別相談や研修の実施等の支援事業を行っているところ です。</p> <p>また、今年度については、従来の介護報酬上の処遇改善加算に加えて、介護現場における生産性向上・職場環境改善を図ることや、一時金の支給などにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげるため、事業所への補助事業を行っているところ です。</p> <p>○道としては、国に対して、広域分散・積雪寒冷といった本道の地域特性や事業所規模に応じた介護報酬の設定のほか、職員等の資格や経験、業務量に見合った適切な給与水準の確保等について要望しているところであり、引き続き、介護を必要とされる道民の皆様が住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるよう、介護人材の確保に取り組んでまいります。</p>		
② 利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点から、要介護1・2に対する介護保険サービスは地域支援事業へ移行させないようにする。	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○高齢者の利用ニーズ増加に対応した支援の充実が求められる中、要介護者や御家族を支えるサービスのあり方については利用者の視点に立って、慎重に議論されるべきと考えております。</p> <p>○道としては、介護保険サービスを必要とする方々が適切にサービスを受けることができるよう、国の検討状況を注視しながら、必要に応じて国に働きかけてまいります。</p>	<p>■地域支援事業に移行した場合、介護費の抑制、現役世代の保険料負担の軽減が図られる一方、市区町村によってサービスの質やレベルが変わり、軽度の利用者の自立が遠のいたり、また、介護事業所の運営に影響することも予想される。</p> <p>慎重に議論すべきとの道の回答に理解を示すとともに、今後の動向を注視していきたい。</p>	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○高齢者の利用ニーズ増加に対応した支援の充実が求められる中、要介護者や御家族を支えるサービスのあり方については利用者の視点に立って、慎重に議論されるべきと考えております。</p> <p>○道としては、介護保険サービスを必要とする方々が適切にサービスを受けることができるよう、国の検討状況を注視しながら、必要に応じて国に働きかけてまいります。</p>
③ 市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題、身体的・精神的負担、介護者のレスパイトケア、遠距離介護による仕事と介護の両立や就労の困り事などに関し、介護者に寄り添った相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課・子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○ケアラーの方々を孤立させることなく、適切な支援につなげるためには、より多くの方々に支援の必要性をご理解いただくとともに、相談の場の確保やケアラーを支援するための地域づくりを進めていくことが重要です。</p> <p>○このため、道では、令和4年に制定した「北海道ケアラー支援条例」に基づく、「北海道ケアラー支援推進計画」により、ケアラーに対する理解促進に向け、企業等との連携によるポスターの掲示や店内放送、シンポジウムの開催といった普及啓発や市町村が相談支援体制を構築できるよう、支援に携わる方々への研修会を道内各地域で開催してきたほか、ヤングケアラーに対する専門相談</p>	<p>■少子高齢化の進行等に伴い、家族介護を担う人が、従来の高齢者介護を担う中高年世代という単一の層ではなくなり、ヤングケアラーや仕事と介護を両立するビジネスケアラー（ワーキングケアラー）、育児と介護を同時に担うダブルケアラーなど、幅広い層のケアラーが社会課題として認識されるようになった。近年では、ヤングケアラーの存在をきっかけに、地域社会・学校・行政が支援体制の整備を検討・強化し、各自治体で条例の制定や検討が進んでいる。</p> <p>■北海道は、早くから「北海道ケアラー支援条例」を制定し、ヤングケアラーを含む多様なケアラーの支援を明文化しており、「北海道ケアラー支援推進計</p>	<p>【保健福祉部高齢者保健福祉課・子ども子育て支援課】</p> <p>○ケアラーの方々を孤立させることなく、適切な支援に繋がっていくためには、ケアラーご本人やそのご家族をはじめ、多くの方々に支援の必要性を理解いただくことはもとより、相談の場の確保やケアラーを支援するための地域づくりを進めていくことが重要であることから、道では、道内各地域でケアラーに対する理解促進のための普及啓発やケアラー支援に携わる方々への研修会を開催するほか、関係者間の連携強化に向けた助言を行うアドバイザー派遣を行っているところ です。</p> <p>○ヤングケアラーについては、本人に自覚がなく、相談する経験や機会がない場合が多いことから、周囲の気づきによる早期発見や身近な場所での相談対応などが大切であると</p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>窓口の設置や学校など関係機関との調整を行うコーディネーターの配置などに取り組んでいるところです。</p> <p>○また、令和7年第4回北海道議会定例会でお示した次期計画の素案では、若年層に対する情報発信の強化や学校と連携したヤングケアラー相談体制の一層の周知、悩みを抱える人に気づき、声掛けする意識の醸成のほか、新たに仕事と介護の両立支援に関する事業者の理解促進などに取り組むこととしています。</p> <p>○道としては、今後とも、ケアラーご本人とその家族が孤立することなく、夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>画」に基づく具体的な支援策に取り組んでいる点、とりわけ、理解促進と人材育成の両面から施策を展開していることは重要な取組であり、評価することができる。</p> <p>市町村間の取組みの格差や相談支援体制の整備状況のばらつき等に課題はあると思われるものの、引き続き、回答で示された次期計画において、市町村支援と全道的な底上げが図られることを期待したい。</p>	<p>認識しており、条例では、普及啓発の促進、早期発見や相談の場の確保、住民が一体となり支援する地域づくりを基本的な施策として掲げているところです。</p> <p>○道としては、本条例の趣旨を踏まえ、道教委を含めた庁内関係部局との連携のもと、ポスター、リーフレット等の啓発資材の配布や、専門相談窓口の設置、学校と市町村等との調整役となるコーディネーターの配置による支援のほか、道教委においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣拡充、連絡協議会の設置など各般の施策に取り組んでいるところです。</p> <p>○今後とも、子どもや家族の情報を把握している学校や市町村と連携し、ヤングケアラーご本人や支援者の意見も伺いながら、全てのケアラーとその家族が孤立することなく希望を持って暮らすことができるよう取り組んでまいります。</p>
7. 暮らしの安全・安心の確保			
(1) LP ガス料金の透明化・取引の適正化			
<p>経済産業省は、LP ガスの商慣行是正に向け、2024 年 4 月 2 日に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布し、本年 4 月からは三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に係る規律が施行されている。</p> <p>そのような中、6 月に開催された（経済産業省）第 12 回総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会「石油・天然ガス小委員会」「液化石油ガス流通ワーキンググループ」において、全国事業者のモニタリングの結果、約 2 割の事業者に不明瞭な運用があることが報告されている。</p> <p>道は、北海道における実態の把握に努めるとともに、関係事業者への三部料金制の徹底と消費者への周知・理解を図り、契約トラブル防止に向けた対策を講ずる。</p>	<p><b>【経済部資源エネルギー局資源エネルギー課】</b></p> <p>○毎年度、各振興局等の所管区域で開催される保安講習会において LP ガス販売事業者に対し、令和 6 年(2024 年) 4 月の液石法施行規則改正により創設された「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」及び「LP ガス料金等の情報提供」について説明を行ったほか、液石法に基づく LP ガス販売事業者への立入検査において当該改正への対応状況を確認し、必要な指導を行っております。</p> <p>○また、道ではホームページを通じて消費者等へ広く制度の周知を図っており、今後も引き続き LP ガス販売事業者への指導や、消費者等への制度周知に取り組んでまいります。</p>	<p>■LP ガス業界の不透明な商慣行の是正に向けて、この間、要請元加盟団体と連携のうえ、継続して要請を行ってきた。</p> <p>料金体系や取引慣行の不透明さが長年放置され、消費者の利益が十分に守られているとは言えなかった状況のなか、今回の経済産業省令改正は重要なポイントとなる。道には、形式的な対応にとどまることなく、監督・指導の実効性を確保する取組が求められている。より一層、北海道における消費者保護の充実が図られていくことを期待したい。</p>	<p><b>【経済部資源エネルギー局資源エネルギー課】</b></p> <p>○毎年度、LP ガス販売事業者に対して各振興局等の所管区域で開催される保安講習会において、令和 6 年(2024 年) 7 月 2 日に施行された「過大な営業行為の制限」や「LP ガス料金の情報提供」及び令和 7 年(2025 年) 4 月 2 日に施行される「三部料金制の徹底」について説明を行ったほか、法律に基づく LP ガス販売事業者への立入検査において、改正の取組を確認し、必要な指導を行っております。</p> <p>○また、道では公共施設に啓発ポスターを掲示するとともに、ホームページを通じて消費者等へ広く制度周知を図っているところであり、今後も引き続き LP ガス販売事業者への指導や、消費者等への制度周知に取り組んでまいります。</p>
(2) 「福祉灯油制度」の拡充			
<p>物価高騰が連続し、多くの道民が家計費のやりくりで疲弊する中で、非正規の 1 人親世帯や低年金の高齢者等は賃上げの恩恵も少なく、その生活は逼迫している。</p> <p>石油製品価格の急激な上昇が継続する場合に備え、政府は燃料油の予防的な激変緩和措置を導入しているが、2025 年 7</p>	<p><b>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</b></p> <p>○冬季の暖房燃料費は、特に所得の低い高齢者世帯などの家計への負担が大きいことから、道では、「地域づくり総合交付金」により市町村が行ういわゆる「福祉灯油事業」への助成を実施しており、より多くの市町村において、</p>	<p>■この間、要請元加盟団体と連携のうえ、継続して「福祉灯油」の拡充を要請してきたところ、道は各市町村への制度周知、導入の促進、交付金からの助成、国</p>	<p><b>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</b></p> <p>○いわゆる「福祉灯油事業」について、道では、多くの市町村が地域の実情に応じた柔軟な支援に積極的に取り組んでいたように、各市町村の実施内容に関する情報提供を行うなど、様々な機会を通じて働きかけ、今後とも、生活にお</p>

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
<p>月の消費者物価指数調査北海道地方（速報）における灯油価格は前年同月比 6.2%となっている。この間、道内市町村では福祉灯油の取り組みを行ってはいらぬものの、その対象の多くは非課税世帯であったり、助成額も様々で一部不十分な実態にあることから、光熱費負担の影響が大きい経済的弱者への効果的な支援に向けて、福祉灯油に係る支給対象および支給額引上げのための財源確保を求めたい。</p>	<p>福祉灯油事業が実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなどの働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○また、新たな国の経済対策において、これから厳冬期を迎えるに当たり、国の「重点支援地方交付金」を活用した灯油支援のメニューが新たに追加されたことを踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うため、道交付金のほか、国交付金の活用も検討の上、福祉灯油事業に積極的に取り組まれるよう各市町村へ周知したところ。</p> <p>○道としては、灯油価格の高止まりが続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する助成に恒常的な財源措置を講じることについて、これまでも国に対し、東北6県とともに要望しており、今後も機会を捉えて、国に対し要望してまいります。</p>	<p>への要望等、経済的困窮者支援に向けた対策が実施されているものと判断している。</p> <p>寒冷地である北海道において灯油は生活の必需品であり、原油価格の上昇に伴い、灯油販売価格が高止まりしている中、家計への負担増加が問題となり、とりわけ光熱費の比率が高い低所得世帯の負担感は強まっている。引き続き、「福祉灯油」制度未実施市町村に対する働きかけ（制度化促進の指導・支援）、制度拡充につながる財政支援や国に対する財政措置の要望等、継続的な対応を要望していきたい。</p>	<p>困りの方などが本道の厳しい冬を安心して過ごせるよう支援に努めてまいります。</p> <p>○冬季の暖房燃料費は、特に所得の低い高齢者世帯などの家計への負担が大きいことから、道では、「地域づくり総合交付金」により市町村が行ういわゆる「福祉灯油事業」への助成を実施しており、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなどの働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○また、新たな国の経済対策において、これから厳冬期を迎えるに当たり、国の「重点支援地方交付金」を活用した灯油支援のメニューが新たに追加されたことを踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うため、道交付金のほか、国交付金の活用も検討の上、福祉灯油事業に積極的に取り組まれるよう各市町村へ周知したところ。</p> <p>○道としては、灯油価格の高止まりが続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する助成に恒常的な財源措置を講じることについて、これまでも東北6県とともに要望しており、今後も機会を捉えて引き続き、国に対して要望してまいります。</p>
<p>(3) 生活交通の確保</p> <p>道内のバス運転手の不足が深刻となっている。路線バスの減便や廃止が続くなか、札幌市では運転手の待遇改善や人材定着を喫緊の課題として対応することを決定した。</p> <p>地域の暮らしを支える生活交通を確保するためには行政の支援が不可欠な状況にあり、道独自の補助金の検討など、全道域におけるバス運転手などの人材確保対策を講じる。</p>	<p><b>【総合政策部交通企画課】</b></p> <p>○道では、これまで、北海道バス協会や事業者などと連携しながら、全道各地での合同就職相談会や移住施策と連携した道外プロモーションなどを実施し、新規採用者等の確保に取り組んでおり、今年度においては、外国人材の確保に向け、活用実績がある事業者を招いたセミナーを開催するなど、取組の強化を図っているところ。</p> <p>○バス運転手の確保に向けては、地域が一体となった取組が必要と考えており、引き続き、国に支援制度の充実・強化を働きかけるとともに、交通事業者や市町村など地域の関係者とより一層連携・協力しながら、地域交通の確保に向けた取組を推進してまいります。</p>	<p>■道が、交通事業者や市町村と連携し、人材確保に向けた取組を進めていることは評価できる。一方、運転手不足は依然として深刻であり、特に、地域ごとの事情に応じた仕組みづくりと実効性ある支援策をさらに強化すべきと考える。</p> <p>地域交通は、通勤・通学、通院、買い物など、住民の暮らしを支える不可欠な社会インフラであり、事業者任せとするのではなく、公共的責任として位置づけ、継続的に関与・支援をしていくことが必要である。</p>	<p>(新規要請項目につき前年回答無し)</p>
8. その他			

2026 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
<p>(1)「北海道労働資料センター」の今後の展望</p> <p>北海道労働資料センターは、『道内の労働運動や労働行政の歴史をしるす貴重な図書や資料の散逸を防ぐとともに、最新の労働情報の提供』することを目的に開設されたものの、平成 21 年度（2009 年度）以降は新たな資料の収集が行われず、現在はオンデマンド方式（利用者から要望のある都度対応）により運営されている。</p> <p>本年、都合 3 回の終日開館を実施したなかでは、来訪者より、資料の貴重性やセンターの存続、直近資料の必要性について声が上がっていたとも聞いている。</p> <p>道内の労働記録資料の保存・累積機関として、北海道労働関係資料センターが果たす役割や存在意義を再確認のうえ、改めて、最近の労働関係資料の受け入れ、および専担者によるレファレンスサービスの提供に向けた態勢の整備について検討を行うことを要請する。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○資料センターの資料収集については、所蔵スペースにも限界があり、平成 20 年度に整備目標の 3 万点に達したことから、同年の運営協議会において、新たな収集をしないことについて了承され、同年度をもって収集を終了しております。</p> <p>○今後の資料センターの展望等については、資料センターの利用促進を図るため、来館者増加に効果のあった終日開館に加え、更なる周知として新たな媒体による周知の強化などを、令和 7 年 12 月 16 日(火)に開催した運営協議会において、協議会構成員の方々と協議したところで</p>	<p>■北海道労働資料センターの第一義的役割は、その開設目的からも、利用促進より先に資料の収集・整理・保存となる。労働組合や労働運動に関する資料は、組織再編や世代交代等により散逸・廃棄されやすく、また改めて収集することは困難であることから、既に収集を終了して一定期間が経過したなか、道内の労働実態や労働史に関する記録が体系的に保管されていない現状を認識する必要がある。</p> <p>■労働資料の収集について、北海道にはその地域性や本道特有の産業構造のもとで形成されてきた労働実態や労働者福祉の取組があり、所蔵スペースの問題や過去に運営協議会で確認されたことは承知するものの、現在の運営体制が最も適切な手段・方法であるとは言い難い。</p> <p>引き続き、「北海道労働資料センター運営協議会」のなかでの協議を注視していくとともに、上記の現状を課題として捉え、今後のセンターのあり方に関する要望を継続していきたい。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○労働資料の収集については、平成 20 年 6 月に設置した「あり方検討会」において、設立当初の整備目標である 3 万点を達成したこと、また、移転先（西 18 丁目から現在の所在地である緑苑ビルへの移転）の面積も縮小されることから、新たな資料の収集は平成 20 年度をもって終了することが決定され、平成 21 年 3 月の運営協議会で了承されております。</p> <p>○上記の運営協議会は、開催要領において「必要の都度、開催することとするが、少なくとも年 1 回以上開催する」とされており、毎年定期的に開催し、利用状況などの定例的な報告に加え、今後の資料センターのあり方などを構成員の方々と協議しているところであり、令和 6 年 11 月に開催した協議会では、資料センターの利用促進を図る新たな取組として「終日開館」を試行的に実施することが決定されたところです。</p> <p>今後も引き続き、資料センターの利活用等について、協議していくこととしています。</p>